

第4次

あいち多文化共生推進プラン

2023 - 2027



はじめに

愛知県では、自動車産業等の製造業における外国人材の受入れ急増を背景に、2008年に「あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、2013年に第2次、2018年に第3次のプランを策定し、社会の変化に対応しながら多文化共生施策を推進してきました。

愛知県で暮らす外国人は、2008年末時点では全国で3番目に多い約21万人でしたが、2021年末時点では約26万5千人にまで増加し、東京に次いで全国で2番目となっています。県の総人口に占める割合は約3.5%で、永住化・定住化も進んでいます。

人口減少・少子高齢化が進む社会において、外国人県民は、地域経済や地域社会を支える担い手として、今後益々活躍が期待されます。

しかし、言葉や文化が異なる国で暮らす外国人県民にとって、日本語によるコミュニケーションや、医療、災害・防災などの生活に必要な情報へのアクセスには困難が伴うことがあります。外国人県民と日本人県民が、共に自身が持つ能力を生かし、支え合う地域社会を築くためには、互いの文化的背景や考え方を理解し、全ての県民が安心して暮らせる環境を整備していかなければなりません。

「第4次あいち多文化共生推進プラン」は、こうした社会の変化や課題に対応していくため、2023年度から2027年度までの5年間における本県の多文化共生施策の方針や考え方を示したもので、「安全・安心な暮らしを支える体制の強化」「持続可能な地域日本語教育推進体制づくり」「外国人県民の活躍促進」「多文化共生への理解促進」の4つを重点的な取組の方向性として掲げています。

多文化共生社会の実現は、本県の活力を生み、未来や希望へとつながります。様々なルーツを持つ県民の皆様が、愛知という一つの舟に乗って、共に生活し、活動する仲間として、支え合いながら笑顔で健やかに暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、着実に取組を進めてまいります。

県民の皆様には、本プランの趣旨を御理解いただき、多文化共生の社会づくりの実現に向け、引き続き、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定に当たり、「『次期あいち多文化共生推進プラン(仮称)』検討会議」の委員をはじめ、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

2022年12月

愛知県知事
大村秀章





愛知県多文化共生シンボルマーク

世界を表す地球を擬人化して表現し、その周辺には手をつないだ人々を配して互いの文化を理解しあっている様子を表現しました。

目次

I	あいち多文化共生推進プラン改訂の考え方	1
1	趣旨.....	1
2	位置付け.....	1
3	計画期間.....	1
4	多文化共生推進の意義.....	2
II	プラン改訂の背景	3
1	外国人県民数の推移.....	3
2	外国人労働者数の推移.....	4
3	入国管理制度等の改正.....	5
4	外国人児童生徒の状況.....	6
5	デジタル化の進展.....	7
6	新型コロナウイルス等の感染症や気象災害の激甚化等の新たなリスク.....	7
7	多様性と包摂性のある社会の実現に向けた動き.....	7
8	国の動向.....	7
III	これまでの取組と今後の課題	9
1	これまでの取組.....	9
2	今後の課題.....	11
IV	第4次プランの内容	15
1	基本目標.....	15
2	施策体系.....	15
3	重点的な取組の方向性.....	19
4	評価指標.....	20
5	施策の具体的な展開.....	21
V	推進体制	35
1	多文化共生推進主体の役割.....	35
2	庁内における推進体制.....	35
3	各主体との連携・協働.....	35
4	プランの進行管理と適切な見直し.....	35
5	実施状況の公表.....	35
	【参考資料】	36

I あいち多文化共生推進プラン改訂の考え方

1 趣旨

1989年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により、定住者の在留資格を得た就労目的の日系人が多数来日し、愛知県では、自動車産業等の製造業において、ブラジル人を中心とした南米出身者の受入れが急増しました。

こうした外国人材の急増を背景に、愛知県では、2008年に「あいち多文化共生推進プラン」（以下、「第1次プラン」という。）を策定し、国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会を目指し、多文化共生施策を推進してきました。

国の出入国管理制度においては、2009年に技能実習制度の改正により在留資格「技能実習」が創設され、2018年には、人口減少等により深刻化する人手不足への対応として、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくための在留資格「特定技能」が創設される等の制度改正が行われており、今後も外国人県民の増加が見込まれます。

愛知県に在住する外国人県民数は、2021年12月末現在、東京都に次いで全国第2位の265,199人で、ブラジル国籍の外国人県民が最も多く、全国の約30%のブラジル人が本県に居住しています。近年ではベトナム、フィリピン、ネパール等のアジア圏の割合が増加しています。在留資格別では、「永住者」が92,831人と最も多く、増加し続けており、外国人県民の永住化・定住化が進んでいます。

人口減少・少子高齢化が進む社会において、外国人県民が地域社会を支える担い手となることが期待されます。

こうした社会の変化に対応し、多文化共生施策の一層の推進を図るため、第4次あいち多文化共生推進プラン（以下、「第4次プラン」という。）を策定しました。

2 位置付け

第4次プランは、愛知県が2020年11月に策定した「あいちビジョン2030」の政策の方向性に沿って、本県の多文化共生施策についての方針や考え方を明確にした個別計画です。

3 計画期間

第4次プランの計画期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

※本プランにおける外国人県民の定義

本県に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子ども等、外国にルーツを持つ人も含め、本プランでは「外国人県民」という呼称を用います。

なお、「外国人県民数」や「外国人県民アンケート」と表記し、法務省「在留外国人統計」や調査の対象が外国籍の人のみとなっている場合は、その定義に準拠します。

4 多文化共生推進の意義

(1) 外国人県民の人権保障の推進

多文化共生の地域づくりの推進は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」等で保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

(2) 多様性と包摂性のある社会の実現

すべての外国人県民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人県民と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

外国人県民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会づくりを進めることで、すべての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会の実現につながることも期待されます。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされています。

(3) 外国人県民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人県民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、様々な分野において企業等で活躍する人材が現れつつあり、こうした外国人県民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待されます。

(4) 地域社会への外国人県民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、定住化の傾向が見られること、外国人県民の年齢構成が若いこと等を背景に、少子高齢化が進む中で、地域社会を支える担い手となることが期待されます。

また、外国人県民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人県民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待されます。

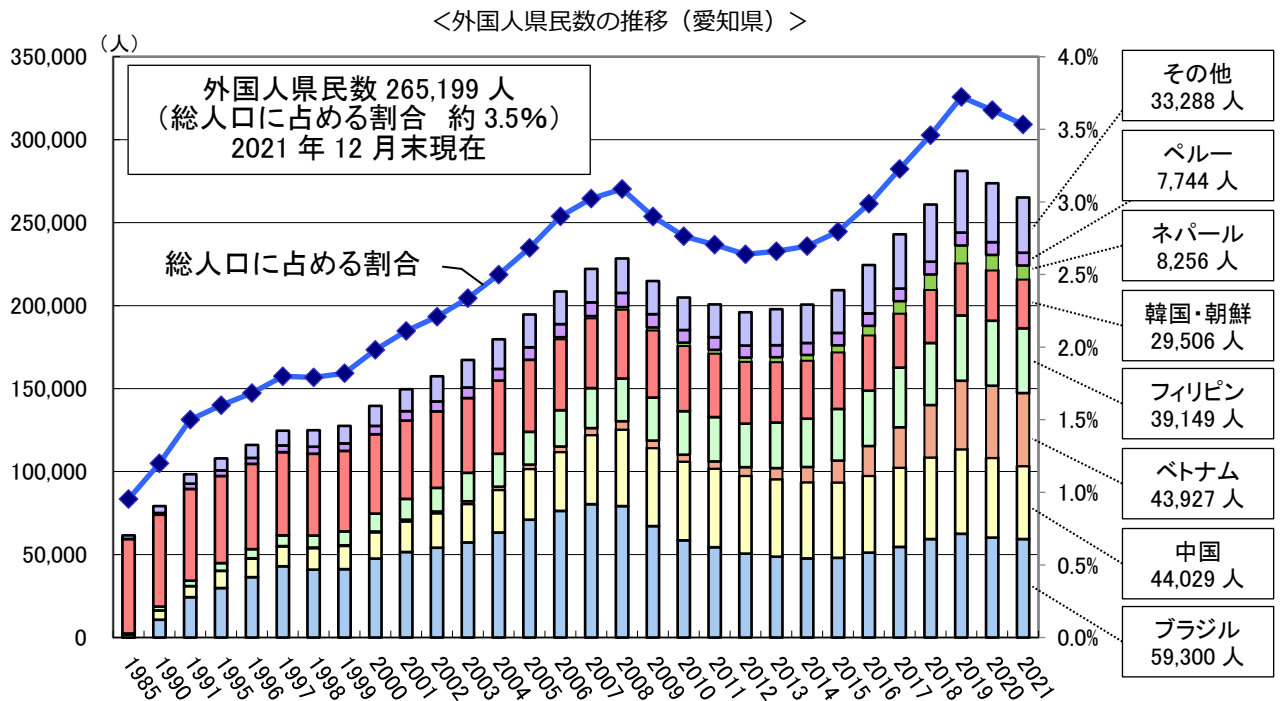
Ⅱ プラン改訂の背景

1 外国人県民数の推移

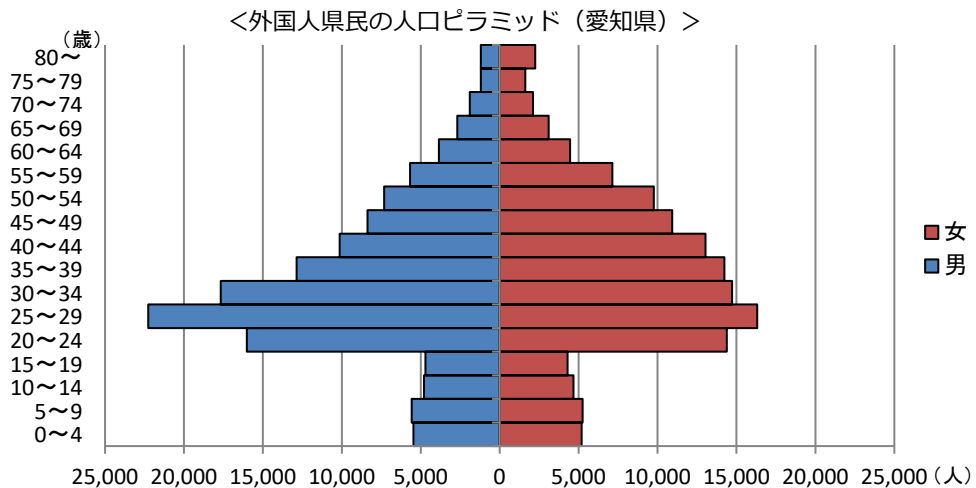
愛知県の外国人県民数は、2008年までブラジル人を中心に右肩上がりに増え、その後の景気後退等により減少したものの、2013年からは再び増加に転じました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020年以降、減少傾向にあるものの、2021年12月末現在の外国人県民数は、東京都に次いで全国で2番目に多い265,199人で、県の総人口に占める割合は約3.5%となっています。

国籍別では、ブラジルが59,300人と最も多く、日本に在住するブラジル人の約30%が本県に居住しています。また、近年では、ベトナム、フィリピン、ネパール等、アジア圏の割合が増加しています。

年齢別では、20～40代の年齢が多くなっています。



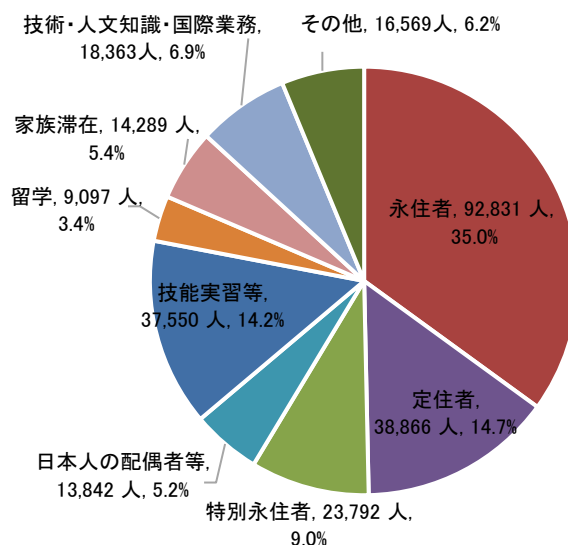
出典：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在、愛知県「あいちの人口」各年1月1日現在



出典：法務省「在留外国人統計」2021年12月末現在

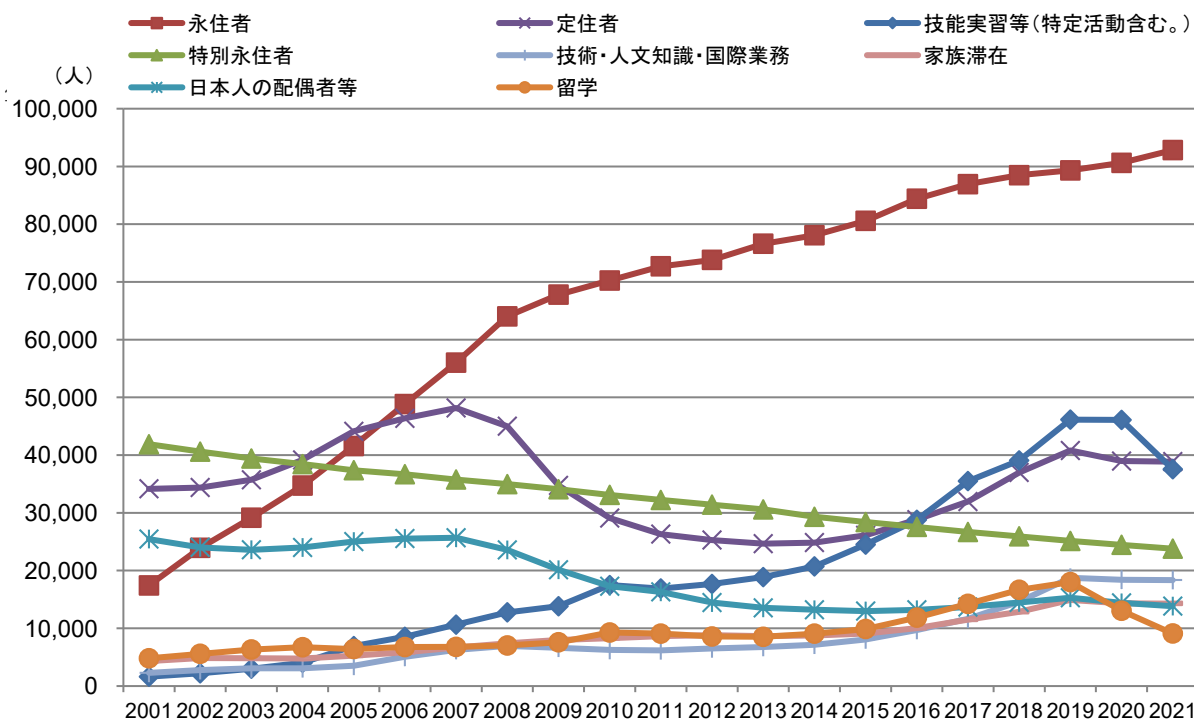
在留資格別では、最も多いのが「永住者」(92,831人)で、増加の一途を辿っています。次いで多いのが「定住者」(38,866人)で、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」を含めた、就労制限のない「身分に基づく在留資格」が全体の6割(約16万9千人)を占めており、長期にわたり就労・居住する外国人県民が多い状況にあります。

＜主な在留資格別外国人県民数の割合（愛知県）＞



出典：法務省「在留外国人統計」2021年12月末現在

＜主な在留資格別外国人県民数の推移（愛知県）＞



出典：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在

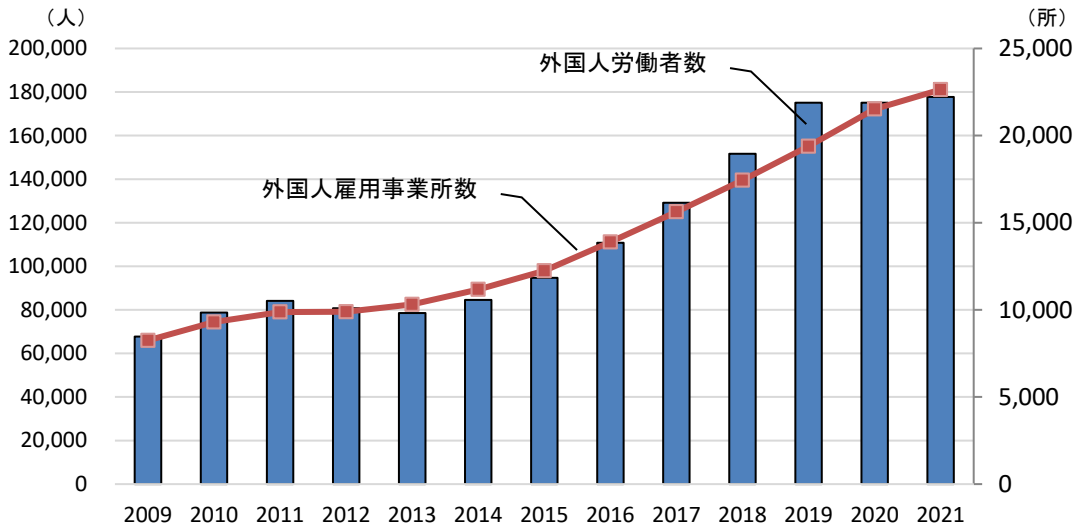
2 外国人労働者数の推移

2021年10月末現在の県内の外国人労働者数は177,769人で、雇用する事業所も22,639ヶ所と、いずれも東京都に次いで全国で2番目に多くなっています。

在留資格別では、「永住者」が全体の27.3%を占め、次いで「技能実習」20.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」16.0%、「定住者」14.5%と続いています。

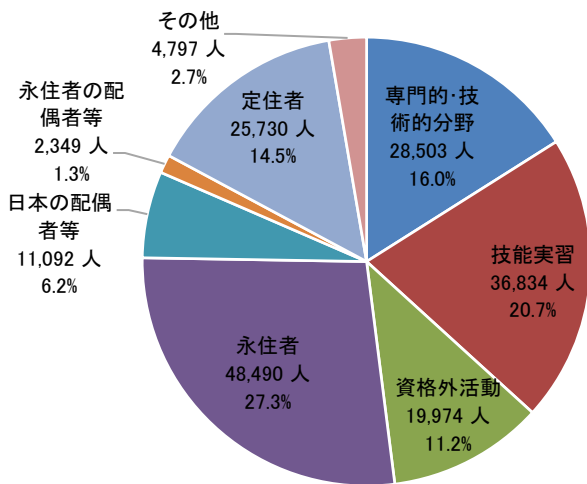
産業別では、製造業が全体の42.4%を占め、次いで、卸・小売業9.8%、宿泊業・飲食サービス業8.1%、建設業5.8%と続いています。

＜外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移（愛知県）＞

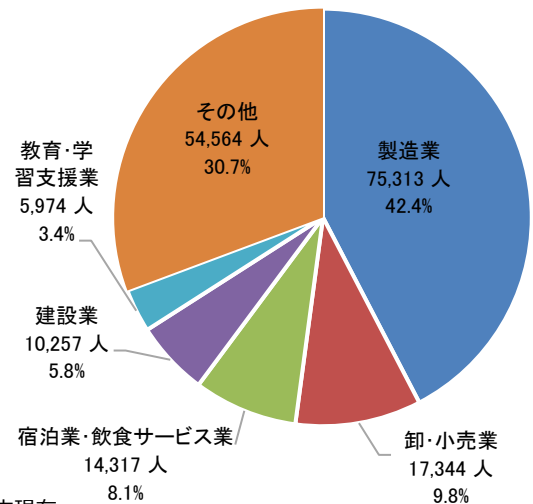


出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 各年 10月末現在

＜在留資格別外国人労働者数（愛知県）＞



＜産業分類別外国人労働者数（愛知県）＞



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 2021年10月末現在

専門的・技術的分野：就労目的で在留が認められるもの。経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当。
資格外活動：本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの。留学生のアルバイト等が該当。

3 入国管理制度等の改正

「技能実習制度」は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が度々行われており、2010年7月には、在留資格「技能実習」が創設されるとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行されました。また、2017年11月には、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設ける等の制度改正が施行されました。

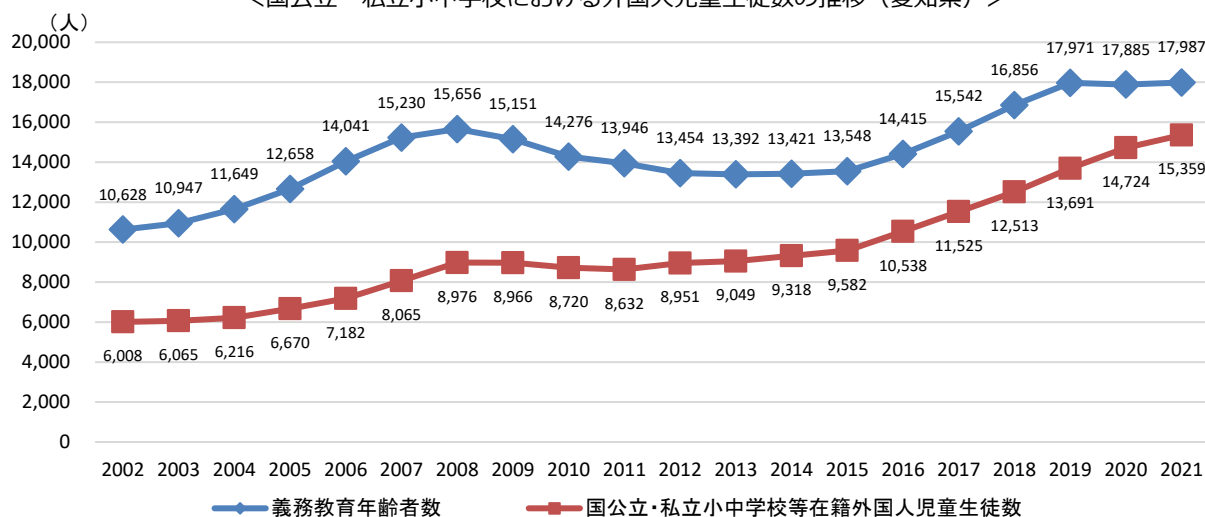
2019年4月の改正入管法の施行により、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格「特定技能」が創設されました。

4 外国人児童生徒の状況

県内の国公立・私立小中学校等へ通っている外国人児童生徒数は、2011年から増加傾向にあり、2021年5月1日現在で15,359人と、過去最高となっています。義務教育年齢者数と国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数の乖離は、2007年の7,165人がピークとなっており、2021年では2,628人に減少しています。

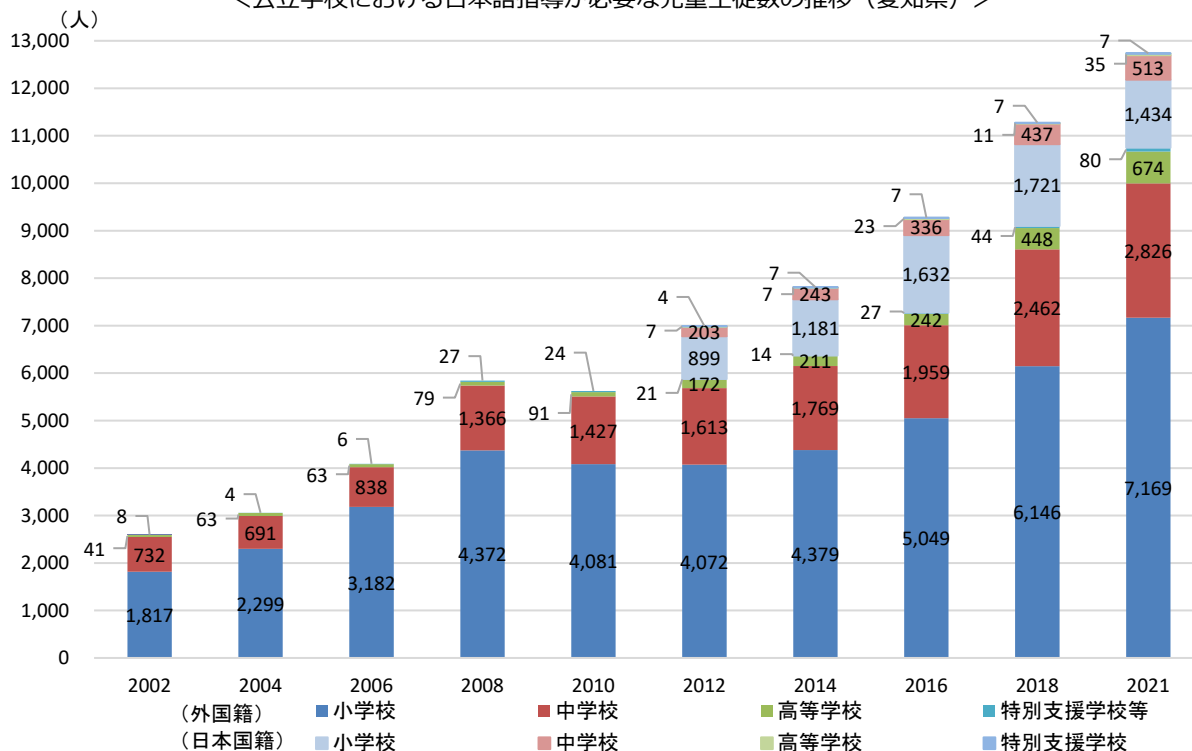
また、日本語指導が必要な児童生徒数は、外国籍・日本国籍合わせて2021年5月1日現在で全国第1位の12,738人とされており、そのうち、ポルトガル語を母語とする児童生徒が全体の約38.7%を占めています。

＜国公立・私立小中学校における外国人児童生徒数の推移（愛知県）＞



出典：義務教育年齢者数：法務省「在留外国人統計」各年12月末現在による6～14歳の人数（一部推計値）
 国公立・私立小中学校等在籍外国人児童生徒数：文部科学省「学校基本調査」各年5月1日現在

＜公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（愛知県）＞



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」各年5月1日現在
 特別支援学校等：義務教育学校含む。

5 デジタル化の進展

第4次産業革命の進展により、AI、IoT、ロボット等の先端技術が経済活動を始め、健康、医療、公共サービス等、幅広い分野において活用され、新たな製品やサービスを生み出し、産業構造や人々の働き方、ライフスタイルを大きく変えていくことが見込まれます。

特に、概ね1人が1台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリや、受付窓口等での外国人とのコミュニケーションをサポートする、AIを活用したタブレット端末による多言語通訳等、新たなサービスの普及が進展しつつあります。

6 新型コロナウイルス等の感染症や気象災害の激甚化等の新たなリスク

2019年12月に確認された新型コロナウイルスは、世界全体で感染が拡大し、多くの人々の命を奪うとともに、都市封鎖や出入国制限等の感染拡大防止の取組により、人々の日常生活や経済活動に厳しい制限をもたらし、世界の経済、社会に深刻な影響を与える等、多くの人々に感染症のリスクを強く認識させました。

また、本県に甚大な被害をもたらすおそれがある南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされており、発生の切迫性が高まっています。加えて、気候変動の影響による豪雨の頻発化や台風の大型化、海面上昇等に伴い風水害が激甚化していくことが懸念されています。

7 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた動き

2015年9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

国の「SDGs実施指針」では、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしています。愛知県は、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定されており、「愛知県SDGs未来都市計画」において、外国人の活躍促進として、新たな在留資格「特定技能」の創設に伴う外国人材の適正・円滑な受入れの促進や、増加する留学生や定住外国人の雇用を促進するための取組を進めることとされています。

8 国の動向

国においては、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（2006年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（2010年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）等が策定されました。

「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月に「外国

人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することが盛り込まれました。さらに、「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が2022年6月に改訂され、生活オリエンテーションや外国人の子どもキャリア形成支援の取組が新たに盛り込まれ、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も策定されました。

また、日本語教育に関する施策としては、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が2019年6月に成立しました。基本理念として、「外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保」「日本語教育の水準の維持向上」「関連施策等との有機的な連携」「日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識」「幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性」等が示されています。同法第11条において、地方自治体においても、国の基本方針を参酌した基本方針を策定することが努力規定とされ、2020年6月に、国の基本方針が策定されました。

また、ウクライナ避難民や、アフガニスタンやミャンマーへの帰国が困難な人への1年間の特定活動を国が認めてきています。今後、難民または難民に準じる人が増え、自治体でも日本語講習や生活オリエンテーション等の対応が必要となる可能性があります。

【参考】 これまでのあいち多文化共生推進プラン

- あいち多文化共生推進プラン【第1次プラン】(2008年3月策定)
＜計画期間＞2008年4月～2013年3月
- あいち多文化共生推進プラン2013-2017【第2次プラン】(2013年3月策定)
＜計画期間＞2013年4月～2018年3月
- あいち多文化共生推進プラン2022【第3次プラン】(2018年3月策定)
＜計画期間＞2018年4月～2022年3月

Ⅲ これまでの取組と今後の課題

1 これまでの取組

愛知県では、第3次プランで定めた3つの施策目標「ライフサイクルに応じた継続的な支援」「互いに支え合う共生関係づくり」「外国人県民とともに暮らす地域への支援」の実現に向け、様々な取組を推進してきました。

(1) ライフサイクルに応じた継続的な支援

外国人児童生徒等への学習支援や「あいち医療通訳システム¹」の普及促進、「愛知県災害多言語支援センター²」の体制整備の取組を継続して行うとともに、乳幼児期から老年期までのライフサイクル全般を見渡した継続的な支援の観点から、新たに、多言語による相談体制の充実、乳幼児期の親子を対象とした多文化子育てサロン³の設置促進、介護支援現場での多文化共生の理解促進等、多様な分野と連携して施策を行ってきました。

また、日本語教育については、2020年4月に設置した「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に、地域日本語教育コーディネーターの派遣や、初期日本語教育の実施等、地域における日本語教育の推進体制づくりを行ってきました。さらに、2020年6月に「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づき、国の基本方針が策定されたことを受け、愛知県においても、2022年3月に「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定しました。同方針では、日本語学習を希望する外国人県民への学習機会の保障や、地域日本語教育に関わる多様な関係団体・関係者との連携等を基本方針として定め、地域日本語教育に関する施策を総合的・体系的に推進することとしています。

<第3次プランにおける主な取組>

- ・多文化子育てサロンの設置促進（2018年度～）
- ・地域における初期日本語教育モデル事業（2018年度～）
- ・一元的相談窓口「あいち多文化共生センター⁴」の拡充（2019年度）
- ・生活設計支援冊子「愛知県に住む外国人のみなさんへ 知って安心！あなたの未来とお金のまるっとガイドブック」の作成（2019年度）
- ・あいち地域日本語教育推進センターの設置（2020年度～）

¹ あいち医療通訳システム：愛知県・県内市町村・医療関係団体・県内関係大学により構成する「あいち医療通訳システム推進協議会」を運営主体として、利用申込のあった医療機関、保健所・保健センター等に通訳者派遣や電話通訳等のサービスを提供するシステム。

² 愛知県災害多言語支援センター：県内に大規模な災害が発生した場合に、多言語による情報提供や外国人支援を行う市町村等の取組を支援するために、愛知県が設置し、公益財団法人愛知県国際交流協会と共に運営する機関。センターは、県内市町村等からの要請に応じ、翻訳や通訳派遣等を行うことにより、外国人県民に対する市町村等の取組を支援する。

³ 多文化子育てサロン：外国人親子及び日本人親子に対し、子育てに関する意見交換や親子遊びの機会を提供しながら、子育てに必要な情報や外国人保護者の日本語習得の促進に取り組む。

⁴ あいち多文化共生センター：外国人に対する相談・情報提供及び支援を行う多文化共生総合相談ワンストップセンターとして、公益財団法人愛知県国際交流協会が運営するもの。

- ・「外国人高齢者に関する実態調査報告書～ともに老い、ともに幸せな老後を暮らすために～」の作成（2020年度）
- ・外国人向け介護保険説明リーフレット「KAIGO HOKEN」、介護支援者向け多文化共生理解促進リーフレット「外国人高齢者の介護 言葉と文化の壁を越えて」の作成（2020年度）
- ・「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」の策定（2021年度）
- ・保護者や地域の支援者向け「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」の作成（2021年度）

（2）互いに支え合う共生関係づくり

やさしい日本語⁵の普及促進や、タウンミーティング、外国人コミュニティとの意見交換会等による外国人県民との連携を継続するとともに、新たに、外国人県民と日本人県民が共に災害を乗り越えるための多文化防災ガイドの作成、新たに来日した外国人材が早期に日本の生活に適応できるよう支援するツールの作成等に取り組んできました。

＜第3次プランにおける主な取組＞

- ・避難所で活用する「保存版 多文化防災ガイド」の作成（2018年度）
- ・新たに来日し就労する外国人県民と受入企業向けの職業生活・社会生活支援サポートツール「愛知県で安心・安全な生活を楽しむためのサポートガイドブック」の作成（2019年度）

（3）外国人県民とともに暮らす地域への支援

多文化共生フォーラムあいちの開催や多文化共生月間での普及啓発事業に引き続き取り組むとともに、新たに、多文化共生の地域づくりのためのマニュアルの作成や外国人県民と日本人県民をつなぐ架け橋となる地域多文化コーディネーターを養成しました。また、子ども向け多文化共生理解教材の作成等により、多文化共生の理解促進を図ってきました。

＜第3次プランにおける主な取組＞

- ・地域住民向けの「外国人と日本人が地域で共に暮らすためのガイドブック」の作成（2018年度）
- ・外国人県民向けの「日本で暮らそう～快適な地域生活のために～」の作成（2018年度）
- ・あいち地域多文化コーディネーターの養成（2018年度）
- ・子ども向け多文化共生理解教材の作成（2022年度）

⁵ やさしい日本語：普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した日本語のこと。

2 今後の課題

(1) コミュニケーション支援

① 日本語教育

外国人県民アンケート調査によると、「現在不安なこと」として「日本語のコミュニケーション」が35.3%と最も多く、5年前(2016年31.4%)と比べてやや増加しています。コミュニケーションの不安を少しでも解消し、外国人県民が安心して生活できる社会を実現するため、「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に、引き続き日本語教育を推進していく必要があります。

2021年度に本県が実施した日本語教育実態調査によると、地域の日本語教室⁶に有償で日本語指導に関わっているスタッフの比率は全体の約7.5%であり、本県の地域日本語教育は、無償で活動するボランティアに依存している状況となっています。しかし、地域の日本語教室の運営団体は、ボランティアスタッフの不足や専門知識の不足等による指導上の不安等、様々な悩みや課題を抱えています。外国人県民が増加し、従来からの集住地域以外にも居住が進むようになる中で、日本語教室がない市町村もあるなど、日本語教育に対する取組状況には地域差があります。居住地域に関わらず、日本語学習を希望する外国人県民に学習機会を提供する環境を整えることが求められます。

特に、日本語学習が初期段階の外国人県民を対象とする初期日本語教育については、外国人県民が地域で自立して生活するための社会インフラとしての機能があり、専門性が必要であることから、日本語教育の専門家等の協力も得ながら、行政が主体的に実施することが求められます。

また、文部科学省の調査では、公立小中学校等在籍外国人児童生徒数15,280人、日本語指導が必要な児童生徒数12,738人と、いずれも2016年から大幅に増加しており、外国人児童生徒への支援を一層充実していく必要があります。

・公立小中学校等在籍外国人児童生徒数

都道府県	2016年	2021年	増減
愛知県	10,477人(全国1位)	15,280人(全国2位)	+4,803人
東京都	10,351人(全国2位)	17,125人(全国1位)	+6,774人
神奈川県	6,544人(全国3位)	9,753人(全国3位)	+3,209人

出典：文部科学省「学校基本調査」

・日本語指導が必要な児童生徒数(公立小中高等学校等)

都道府県	2016年	2021年	増減
愛知県	9,275人(全国1位)	12,738人(全国1位)	+3,463人
神奈川県	5,149人(全国2位)	7,298人(全国2位)	+2,149人
東京都	4,017人(全国3位)	4,646人(全国3位)	+629人

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

⁶ 地域の日本語教室：地域における日本語教育の場。外国人県民に対する日本語学習支援のほか、多文化共生の拠点としての役割がある。

また、子どもの日本語教育では、日常生活に必要な言語能力にとどまらず、認知能力を延ばすための学習言語能力を育てることも必要です。子どもの第一言語やそれに伴う認知力が発達しているほど第二言語も発達しやすく、多言語環境にある子どもたちの学習言語能力の獲得のためには、母語と日本語の相互の発達が必要とされています。

② 行政・生活情報の多言語化

外国人県民アンケート調査によると、「行政への要望」として「役所などでの多言語による相談や情報提供」が24.4%と最も多くなっており、5年前（2016年20.8%）と比べてもやや増加しています。本県では、各分野で多言語での情報提供を進めておりますが、まだ十分ではなく、また、様々な媒体に多言語の情報が散在しており、外国人県民に必要な情報が届いていないことが考えられます。日本語のみの情報では、外国人県民が内容を理解できないこともあるため、正確な行政・生活情報を分かりやすく提供できるよう、情報の多言語化ややさしい日本語の活用等を推進していく必要があります。

（2）生活支援

① 相談体制

外国人県民アンケート調査によると、「行政への要望」として「役所などでの多言語による相談や情報提供」が24.4%と最も多くなっている一方、「行政サービスや施設の認知」として、「外国語の相談窓口」の認知は19.5%しかなく、5年前（2016年19.9%）と比べても横ばいとなっています。本県では、相談窓口で対応可能な言語の拡充や多言語で専門的な相談ができる体制づくりに取り組んできましたが、引き続き対応言語の拡充やオンラインを活用した相談等のニーズを把握し、対応していく必要があります。また、外国人県民や外国人県民に接する行政機関等に対し、相談窓口の周知を行っていく必要があります。

② 子育て

在留外国人統計によると、本県に在住する0～5歳の乳幼児は、2021年12月末時点で12,974人となっており、2016年に比べて1,196人増加しています。本県では、主に多文化子育てサロンを通じた日本での子育てに関する情報提供等を行ってきましたが、定住化が進み、今後も日本で生まれる子どもの増加が見込まれることから、多文化子育てサロンの設置促進や定着に向け、外国人県民に最も身近な自治体である市町村等との連携を図っていく必要があります。

・外国人乳幼児数（0～5歳）

都道府県	2016年	2021年	増減
東京都	20,547人（全国1位）	20,292人（全国1位）	△255人
愛知県	11,778人（全国2位）	12,974人（全国2位）	+1,196人
神奈川県	9,957人（全国3位）	10,520人（全国3位）	+563人

出典：法務省「在留外国人統計」

③ 老後

外国人県民アンケート調査によると、「現在不安なこと」として「老後の生活」（2021年度調査での新規調査項目）が29.1%と2番目に多い回答となっています。2020年度に実施した外国人高齢者に関する実態調査では、コミュニケーションの問題や文化のちがい等、外国人高齢者が抱える課題が挙げられましたが、行政や福祉関係機関等において、外国人高齢者の課題に対する認識はあまり広まっていません。また、外国人県民の日本の社会保険制度等への知識や理解の不足に対応するため、必要な情報の提供や支援の充実を図っていく必要があります。

④ 医療

外国人県民アンケート調査によると、「日本語で困る場面」として「病気になったとき」が32.0%と最も多く、5年前（2016年28.3%）と比べてやや増加しており、医療機関等での医療通訳導入促進や、保健所等での多言語対応の促進を図る必要があります。

「あいち医療通訳システム」は2012年度の本格運用開始から10年以上が経過し、登録機関数は漸増しているものの、実際の利用機関数は伸び悩んでいます。外国人県民の増加に伴い、医療通訳の需要は拡大していくため、市町村や医療機関に対して本システムの広報を行い、積極的な利用を促す必要があります。

また、医療機関等からの派遣依頼と通訳者とのマッチング率が低い言語もあることから、新規通訳者の養成を行う必要があります。同時に、これまでに養成した通訳者に対するフォローアップ研修を充実させ、継続的な活動につなげるとともに、本システム全体の質の向上に取り組む必要があります。

⑤ 災害

外国人県民アンケート調査によると、「現在不安なこと」として21.5%の人が「地震や台風など災害」を挙げており、「災害への備え」についても「準備していることはない」ことが25.9%となっているため、市町村やNPO等とも連携して、災害から身を守るために必要な情報を多言語で適切に伝える取組を行っていく必要があります。

そのため、平時においては、多言語のガイドブック等を活用した防災教育に取り組み、大規模災害発生時には、「愛知県災害多言語支援センター」における多言語での情報発信等の体制を強化していく必要があります。災害時に外国人を直接支援する市町村等と情報提供における連携の強化が求められます。

また、災害発生時に外国人県民ができるだけ早く正しい情報を得て、適切な行動を取ることができるよう、出前講座等を通してやさしい日本語の普及に努める必要があります。

⑥ 就業

外国人県民アンケート調査によると、「就職や転職に関する困難」として「外国人であることを理由に採用を断られること」が11.6%と最も多くなっており、5年前（2016年14.0%）と比べてやや減少していますが、依然として就職・転職への課題となっています。また、働いている方の雇用形態は、「正社員」が29.5%と最も多くなっており、5年前（2016年27.2%）と比べてやや増加していますが、2020年の国勢調査では、日本人を含めた愛知県全体の就業者の内、正規の職員・従業員は56.0%となっており、日本人県民と比べて不安定な就労状況が見られます。国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境の整備を行う必要があります。

（3）意識啓発と社会参画支援

県政世論調査によると、「多文化共生社会」の認知度について、意味も理解しているのは全体の24.3%となっています。また、「外国人が多いことに関する意識」は習慣や文化の違いや治安への懸念から「望ましくない」という回答が25%以上となっているほか、「行政への要望」も、「日本の生活ルールや習慣、文化の違い等の周知」が66.2%と最も高くなっています。

外国人県民アンケート調査においても、「現在不安なこと」として「日本人の外国人に対する偏見・差別」との回答が18.9%あり、「行政への要望」も「日本の生活ルールや文化の違いなどについて知らせる」が14.8%となっています。

本県では、多文化共生への理解促進を目的とし、多文化共生フォーラムあいちや多文化共生日本語スピーチコンテスト等を開催しておりますが、既に多文化共生に関心がある方だけでなく、今まで関心がなかった方でも広く参加できるような取組としていく必要があります。また、外国人県民と日本人県民が交流し、お互いの文化を学び合うことができる機会を提供していく必要があります。

（4）地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人県民の知見やノウハウの活用を図りながら、多様性を活かした地域活性化に取り組むため、外国人県民の日本人県民との連携・協働を推進する必要があります。

また、本県の産業が今後も力強く発展し、日本の成長をリードしていくためには、急速に進展するグローバル化に対応し、アジアを始め世界から留学生や高度な技術や専門知識を有する外国人材の拡大に取り組んでいくことが求められます。

そのためには、留学生の県内企業への就職に向けた支援や定住外国人の労働環境の整備等に一層取り組んでいく必要があります。

IV 第4次プランの内容

1 基本目標

多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり

多文化共生社会の形成の推進により、国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として、個人の能力を十分発揮しながら、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりが進みます。そして、幅広い分野で多数の優れた人材の活躍が期待され、地域への定着に取り組むことが地域活力の源となります。

こうした地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考えます。

そこで、第1次プランから基本目標としている「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を本プランでも基本目標として掲げます。

※本プランにおける多文化共生社会の定義

国籍や民族などのちがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会

2 施策体系

基本目標を実現するために、次の4つの施策体系を柱として、多文化共生推進施策を展開します。

I コミュニケーション支援

言葉の壁を越えて、誰もが安全・安心に暮らし、ともに活躍できるよう、日本語教育を推進します。また、外国人県民が必要な情報を得られるよう、やさしい日本語を含めた多言語対応を推進します。

II 生活支援

相談体制の整備やライフサイクルに応じた継続的な支援等、生活全般にわたる支援の充実を図ります。また、防災や医療等、生活へのリスクに対応する体制を整備します。

III 意識啓発と社会参画支援

外国人県民と日本人県民が互いの文化的背景や生活習慣を理解し、偏見や差別を解消するために、教育の充実、啓発活動、相談体制の整備等に取り組みます。また、外国人県民が地域社会の一員として主体的に参加できる環境を整備します。

IV 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人県民の視点や多様性を活かして、外国人県民と日本人県民が連携・協働し、地域の活性化とグローバル化を進めます。

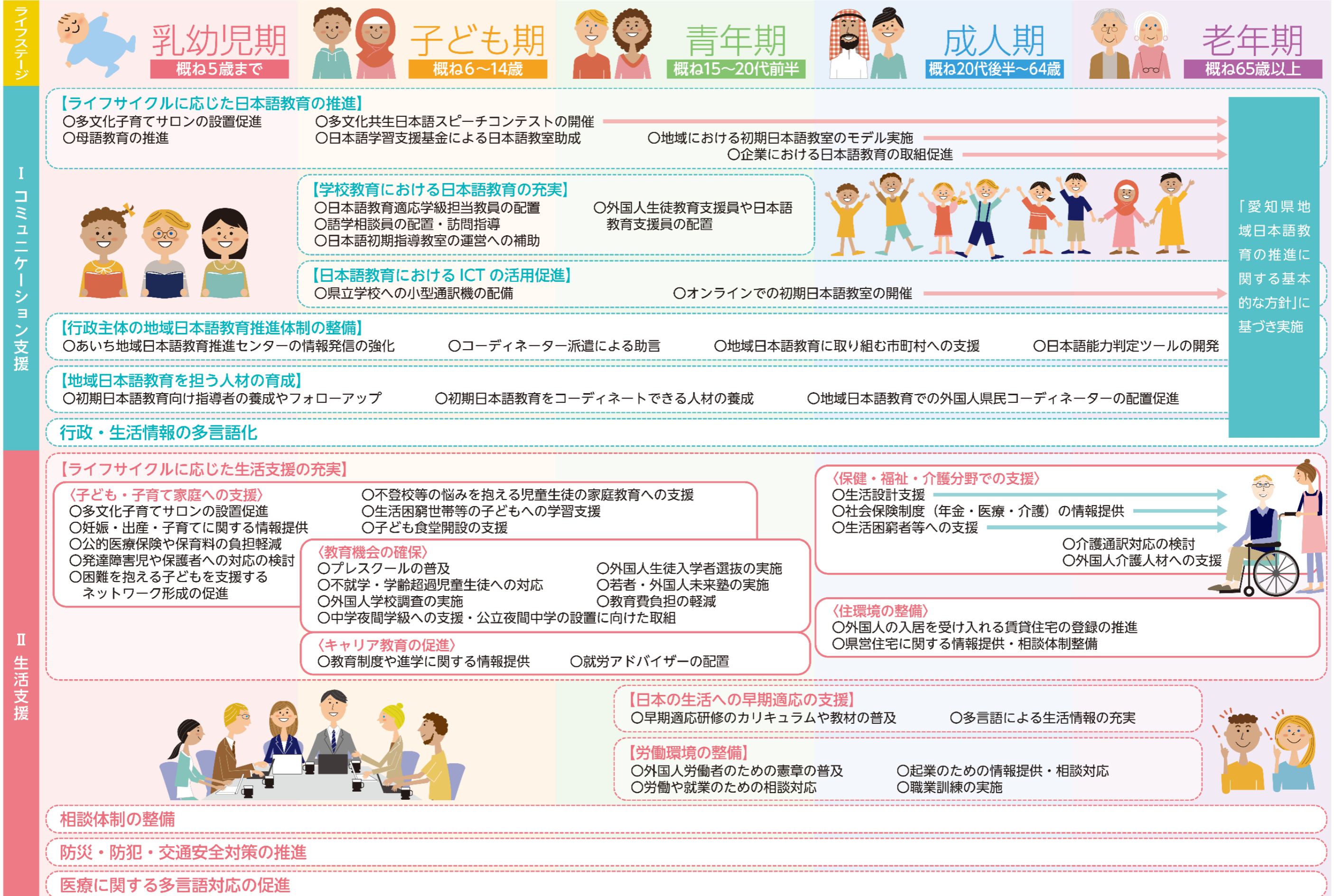
< 施策体系 >

大項目	中項目	小項目
I コミュニケーション支援	1. 日本語教育の推進	◎①行政主体の地域日本語教育推進体制の整備
		◎②地域日本語教育を担う人材の育成
		③ライフサイクルに応じた日本語教育の推進 ・多文化子育てサロンの設置促進(乳幼児期) ・母語教育の推進(乳幼児期) ・日本語学習支援基金による助成(子ども期) ・初期日本語教育の促進(青年期、成人期等) ・多文化共生日本語スピーチコンテストの開催(年代共通)等
		④学校教育における日本語教育の充実
		⑤日本語教育におけるICTの活用促進
	2. 行政・生活情報の多言語化	◎①ICTを活用した多言語対応の推進
		②やさしい日本語の普及
II 生活支援	1. 相談体制の整備	①多言語相談支援体制の充実
		②ICTを活用した相談体制の整備
	2. 生活支援の充実	◎①ライフサイクルに応じた生活支援の充実 ・子ども・子育て家庭への支援(乳幼児期、子ども期等) ・教育機会の確保(子ども期、青年期等) ・キャリア教育の促進(子ども期、青年期等) ・住環境の整備(成人期等) ・保健・福祉・介護分野での支援(老年期等)
		◎②日本の生活への早期適応の支援
		◎③労働環境の整備
	3. 防災・防犯・交通安全対策の推進	◎①「愛知県災害多言語支援センター」の体制整備
		◎②防災教育・防災訓練の強化
		③防犯・交通安全教育の推進
	4. 医療に関する多言語対応の促進	◎①「あいち医療通訳システム」の充実・普及促進
		②医療に関する多言語での情報提供
		③感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応
	III 意識啓発と社会参画支援	1. 県全体の意識づくり
②多様性を尊重する社会づくり		
2. 地域における交流の促進		◎①地域における交流・相互理解の促進
		②外国人県民の地域への参画促進
IV 地域活性化の推進やグローバル化への対応	1. 外国人県民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	①外国人県民との連携・協働による地域活性化の推進
		②グローバル人材の活躍促進
		◎③留学生の活躍促進

◎：重点的な取組の方向性に関連する項目

ライフサイクル図

この図は、施策体系の大項目「Ⅰ コミュニケーション支援」と「Ⅱ 生活支援」に関する主な施策をライフサイクルに沿って示したものです。



施策体系の大項目「Ⅲ 意識啓発と社会参画支援」と「Ⅳ 地域活性化の推進やグローバル化への対応」については、ライフサイクルの各年代に共通して取り組んでいきます。

3 重点的な取組の方向性

本プランにおいては、次の4つを重点的な取組として推進します。

(1) 安全・安心な暮らしを支える体制の強化

南海トラフ地震の発生や気象変動による風水害の激甚化といったリスクに備え、外国人県民が安全・安心に生活できるよう、多言語により分かりやすく防災情報を提供し、防災に対する知識・意識の向上を図るとともに、災害発生時に外国人県民の状況把握や迅速な情報発信が行えるよう、県、市町村、関係団体等が相互に連携・協力して情報の共有や発信を行う仕組みを構築します。

また、新型コロナウイルス感染症等のリスクに対応し、外国人県民が安心して医療機関を利用できるよう、医療機関に通訳を派遣する「あいち医療通訳システム」の利用機関の拡大に向けた普及啓発に取り組むとともに、ICTの活用により対応言語の充実を図る等、システムの利便性向上に努めます。

(2) 持続可能な地域日本語教育推進体制づくり

居住地域に関わらず、日本語学習を希望するすべての外国人県民に学習機会を提供できるよう、「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、日本語教育関係主体と連携しながら、「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に県内の地域日本語教育推進体制を整え、県内すべての市町村における地域の状況に応じた日本語教育の取組を推進します。

また、地域日本語教育を持続的に実施していくため、初期日本語教育の指導者や学習支援者、市町村域の地域日本語教育コーディネーター等の養成に取り組むとともに、市町村等が活用できる人材養成カリキュラムや教材を作成・普及する等、地域日本語教育を担う人材の育成に取り組めます。

(3) 外国人県民の活躍促進

外国人県民が日本の生活習慣を早期に身に付けることで、孤立等を防ぎ、地域の担い手として活躍できるよう、受入企業等において、来日した外国人県民に対する早期適応研修の実施を促進します。

また、就労を望む外国人県民への就労支援や、企業に対する相談対応等の支援を充実し、外国人県民の雇用拡大と受入環境の整備に取り組むほか、創業を希望する外国人県民に対する情報提供や相談対応により、起業を促進します。

また、企業等で外国人材の活用に対するニーズが高まっており、留学生の積極的な受入れを推進するとともに、留学生の県内企業への就職を促進します。

(4) 多文化共生への理解促進

外国人県民と日本人県民が、互いに多文化共生の意義や習慣や文化のちがいを理解し、外国人県民が地域社会を構成する一員として受け入れられるよう、広く県民に対して普及啓発に取り組めます。また、外国人県民と日本人県民が交流し合える場の提供を促進し、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

4 評価指標

本プランにおいては、施策体系に基づき、評価指標を以下のとおりとします。

大項目	指標	現状	目標
I コミュニケーション支援	初期日本語教育に取り組む市町村数	8市町村	20市町村
	初期日本語教育指導者養成講座の修了者数	88人	300人
	行政・生活情報を多言語で一元的に発信するポータルサイトのアクセス件数	未開設	年間 1,300,000件
II 生活支援	多文化子育てサロンの設置地域数	15箇所	25箇所
	外国人県民に対して社会保険制度（年金・医療・介護）の理解促進に取り組む市町村数	41市町村	54市町村
	避難所における外国人対応の準備に取り組む市町村数	22市町村	54市町村
	医療通訳システムの登録医療機関数	157機関	200機関
III 意識啓発と社会参画支援	外国人県民が多いことを好意的に捉える県民の割合	48%（※）	60%
	行政・生活情報を多言語で一元的に発信するポータルサイトで情報提供する地域の交流イベント件数	未実施	年間100件
IV 地域活性化の推進やグローバル化への対応	県内で就職を目的として在留資格を変更した留学生数	1,196人	1,600人

※2021年度第2回県政世論調査の「外国人県民が多いことに関する意識」について、回答者1,590人のうち、「望ましい」の3項目どれかに回答があった割合。

5 施策の具体的な展開

< I コミュニケーション支援 >

1. 日本語教育の推進

方向性 外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等⁷による学びの支援を通して、互いの文化的背景や考え方を理解し合いながら、誰もが安心して暮らし、活躍できる持続可能な地域社会づくりを目指します。

① 行政主体の地域日本語教育推進体制の整備【重点】

県内の市町村、国際交流協会、企業（経済団体）、日本語教育機関、日本語教師養成機関、地域日本語教室運営団体、NPO、地域コミュニティ、県民等、地域日本語教育の関係主体と連携しながら、「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に県内の地域日本語教育の推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進します。

特に、地域における日本語教育は、誰もが安心して暮らし活躍できる地域づくりに重要な基盤であることから、県内すべての市町村における地域の状況に応じた日本語教育の取組を促進します。

< 主な取組 >

- ・「あいち地域日本語教育推進センター」における情報発信の強化
- ・総括コーディネーター⁸による地域日本語教育関係機関・関係者への指導・助言
- ・県が委嘱するあいち地域日本語教育コーディネーター⁹の市町村や国際交流協会、地域日本語教室等への派遣による情報提供や助言
- ・愛知県地域日本語教育推進補助金による地域日本語教育事業に取り組む市町村への財政支援
- ・地域における初期日本語教室のモデル実施や県が開発した教材やカリキュラムの普及
- ・「日本語教育の参照枠¹⁰」とリンクさせた日本語能力判定ツールの開発
- ・市町村や学校教育現場での子どもの日本語学習支援の方策等を検討

② 地域日本語教育を担う人材の育成【重点】

地域における日本語教育は、これまでほとんどボランティアが担ってきましたが、ほとんど日本語が分からない初期段階の学習者を対象とする日本語教育

⁷ 日本人県民等：日本人県民だけでなく日本語が話せる外国人県民も、学びを支援する側になることが期待される。

⁸ 総括コーディネーター：地域日本語教育の専門的な知識に基づき、県やあいち地域日本語教育コーディネーターに対する指導・助言、関係者の調整、広報活動等を行う。

⁹ あいち地域日本語教育コーディネーター：総括コーディネーターとともに、地域の外国人の特性等に対応した教育プログラムを構想し、県内の地域日本語教育関係者への指導・助言を行う。

¹⁰ 日本語教育の参照枠：CEFR（ヨーロッパ共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、日本語教育に関わるすべての者が参照できる日本語の学習、教授、評価のための枠組み。

には一定の専門性が必要であるため、地域で初期日本語教育を行う指導者や、市町村域で活動する地域日本語教育コーディネーター等の人材を養成します。また、市町村等による人材育成の取組を支援します。

<主な取組>

- ・ 初期日本語教育向け指導者の養成やフォローアップを行う講座の開催
- ・ 市町村域で初期日本語教育をコーディネートできる人材を養成するカリキュラムの作成及び研修会の開催
- ・ 市町村や国際交流協会の地域日本語教育担当者を対象とした情報提供や意見交換を行う会議の開催
- ・ 地域日本語教室で活動するボランティアへの支援
- ・ 地域日本語教育の取組における外国人県民コーディネーターの配置促進

③ ライフサイクルに応じた日本語教育の推進

乳幼児期から老年期までのライフステージによって課題の異なる言語習得について、ライフサイクルに応じた支援を行います。

日本語教育に加えて、子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーション等のために重要な母語教育の推進に努めます。青年期以降は、初期日本語教育や企業における日本語教育の取組を促進します。

<主な取組>

- ・ 多文化子育てサロンの設置促進に向けた市町村担当者等への説明会の実施
- ・ 母語教育サポートブック等の普及による母語教育の推進
- ・ 日本語学習支援基金¹¹を活用した外国人県民の子どもの日本語学習を行う日本語教室等への支援
- ・ 地域における初期日本語教室のモデル実施や県が開発した教材やカリキュラムの普及【再掲】
- ・ 外国人材を雇用する企業に対する日本語学習教材や日本語教育の取組の先進事例等に関する情報提供
- ・ 多文化共生日本語スピーチコンテストの開催

④ 学校教育における日本語教育の充実

外国人児童生徒の増加や多言語化が進む中、すべての外国人児童生徒が就学し、安心して学校に通い続けることができるよう、学校における学習支援体制の充実を図ります。

¹¹ 日本語学習支援基金：地元経済界・企業等を協力して造成した「日本語学習支援基金」により、2008年度から地域の日本語教室や外国人学校への助成を行い、外国人児童生徒の日本語学習環境の整備に取り組む事業。

＜主な取組＞

- ・小中学校等への日本語教育適応学級担当教員¹²の配置
- ・教育事務所への語学相談員¹³の配置及び公立小中学校への訪問指導の実施
- ・日本語教育適応学級担当教員や外国人児童生徒等教育担当教員を対象とした研修の実施
- ・市町村が実施する日本語初期指導教室の運営に対する補助
- ・県立高等学校への外国人生徒教育支援員や日本語教育支援員の配置
- ・県立特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員¹⁴の配置

⑤ 日本語教育における ICT の活用促進

地域の日本語教室に通えない外国人県民を対象としたオンラインの日本語教室の開催や県立学校への小型通訳機の配備等、ICT の活用により、日本語学習機会の拡充を図ります。

＜主な取組＞

- ・オンラインでの初期日本語教室の開催
- ・県立高等学校への小型通訳機の配備
- ・県立特別支援学校への小型通訳機の配備

2. 行政・生活情報の多言語化

方向性 外国人県民が社会生活に必要な情報を分かりやすい形で迅速に入手できるように、多言語化及びやさしい日本語の活用による、外国人県民目線に立った情報提供・発信を強化します。

① ICT を活用した多言語対応の推進【重点】

外国人県民に提供される行政情報や生活する上で必要となる情報について、電話・映像通訳・多言語翻訳アプリ等の ICT の活用を促進し、多言語及びやさしい日本語での情報提供やコミュニケーション支援等の充実を図ります。

＜主な取組＞

- ・多文化共生の情報を多言語で一元的に発信するポータルサイトの構築・運用
- ・Web・SNS 等による多言語情報の充実
- ・生活情報等の多言語による分かりやすい情報の充実
- ・行政窓口等における ICT を活用した多言語対応の促進
- ・「あいち医療通訳システム」における ICT の活用促進
- ・障害者向けコミュニケーション支援アプリの多言語表示

¹² 日本語教育適応学級担当教員：日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援、生活適応支援を行う教員。

¹³ 語学相談員：小・中学校において、日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の母語による語学指導の補助及び学校生活に関する相談・適応指導・教科学習指導の補助等を行う。

¹⁴ 外国人幼児児童生徒教育支援員：日本語によるコミュニケーション能力が十分に身につけていない外国人幼児児童生徒や保護者への支援を行う職員。

② やさしい日本語の普及

公的機関におけるやさしい日本語の活用促進のほか、日常生活や職場での外国人県民と日本人県民の円滑なコミュニケーションを促進するため、やさしい日本語の普及に取り組みます。

<主な取組>

- ・ Web 等を活用したやさしい日本語の手引き等の活用促進
- ・ 出前講座等を通じたやさしい日本語の普及
- ・ 外国人県民に必要な情報をやさしい日本語で分かりやすく伝えるスキルを学ぶ講座の開催

< II 生活支援 >

1. 相談体制の整備

方向性 外国人県民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できる窓口サービスを充実します。通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等も活用し、必要な多言語対応の体制を整備します。

① 多言語相談支援体制の充実

生活相談や専門相談を行う窓口の充実や多言語対応の促進に取り組みます。また、相談員の資質向上やネットワークづくりの場を提供します。

<主な取組>

- ・ 一元的相談窓口「あいち多文化共生センター」における多言語対応の充実
- ・ 外国人県民に対する相談・情報提供を行う相談員に対する研修等の開催
- ・ 多文化ソーシャルワーカー¹⁵の活躍促進
- ・ 相談対応のポイント等を記載した相談対応冊子の作成
- ・ 定住外国人向けの雇用促進と就労支援を行うための企業・外国人向けの相談窓口の運営及び伴走型支援の実施
- ・ 「あいち外国人起業&経営支援センター」における起業から経営全般の課題に対するワンストップでの情報提供・相談対応
- ・ 通訳・翻訳アプリを活用した多言語による納税相談対応
- ・ 女性保護・配偶者暴力（DV¹⁶）等の分野における相談対応
- ・ 県立大学において、コミュニティ通訳者やコミュニティ通訳分野のコーディネーター等の養成

¹⁵ 多文化ソーシャルワーカー：外国人県民が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を活かし、相談から解決まで継続して支援する人材のこと。

¹⁶ DV：ドメスティックバイオレンス（domestic violence）の略語。一般的に配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者からの身体への暴力やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

② ICT を活用した相談体制の整備

相談窓口等において、ICT を活用して通訳や翻訳に対応できる体制の整備を促進します。

<主な取組>

- ・一元的相談窓口「あいち多文化共生センター」における三者間通話や TV 電話、多言語翻訳機の活用
- ・通訳・翻訳アプリを活用した多言語による納税相談対応【再掲】
- ・行政窓口における、国が提供する電話通訳サービスや多言語翻訳アプリ等の活用促進

2. 生活支援の充実

方向性 ライフサイクルに応じた継続的な支援の観点から、教育、労働、福祉、医療、防災等の分野と連携して施策を推進します。

① ライフサイクルに応じた生活支援の充実【重点】

◇子ども・子育て家庭への支援

外国人県民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、育児に関する情報提供や地域での交流を促進します。また、生活設計や子どもの進学に関する情報の周知を図ります。

また、経済的支援や地域での子どもの居場所づくり等、国籍などのちがいに関わらず、子育てしやすい環境整備を図ります。

<主な取組>

- ・多言語によるライフプランの設計に役立つガイドブックの普及
- ・子ども・保護者及び支援者向けガイドブックによる日本の教育制度に対する理解促進や進学に関する情報提供の実施
- ・外国にルーツをもつ発達障害児や保護者の実態の把握、課題の整理を行い、必要な情報提供や受入体制の整備の検討
- ・公的医療保険の自己負担分の費用の支給
- ・第3子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化
- ・仕事と育児の両立に向けたワーク・ライフ・バランス¹⁷実現のための取組や男性の家事・育児への参画の促進
- ・多文化子育てサロンの設置促進に向けた市町村担当者等への説明会の実施【再掲】
- ・困難を抱える子ども・若者を支援する子ども・若者支援地域協議会¹⁸等のネットワーク形成の促進

¹⁷ ワーク・ライフ・バランス：働く方々にとって、「仕事」と育児・介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和がとれている状態。

¹⁸ 子ども・若者支援地域協議会：困難を抱える子ども・若者を教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携し、重層的・継続的な支援を実施するために構成されたネット

- ・不登校等の家庭教育上の悩みや不安を抱える児童生徒がいる家庭に対する家庭教育コーディネーター¹⁹による相談及び家庭教育支援員（ホームフレンド）²⁰の派遣
- ・生活困窮世帯等の子どもを対象とした授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供
- ・子ども食堂の開設や学習支援等に係る経費の助成

◇教育機会の確保

外国人の子どもが就学の機会を逸することがないように、関係機関・団体と連携して就学や進学を促す取組を推進するとともに、不就学や学齢を超過した外国人の子ども等に対しても必要な配慮や支援を実施します。

また、外国人学校との連携により、様々な課題について把握し、教育環境の充実を図ります。

<主な取組>

- ・プレスクール²¹の実施促進に向けた普及啓発
- ・不就学や学齢超過の外国人児童生徒等の就学促進のために市町村域を越えて活動するNPO等に対する助成金の交付
- ・日本語学習支援基金を活用した外国人県民の子ども日本語学習を行う日本語教室等への支援【再掲】
- ・高校中退者等を対象とした高卒認定試験合格のための学習支援及び相談・助言を行う若者・外国人未来塾²²の実施
- ・若者・外国人未来塾の一部で、希望の進路実現が困難となっている外国人を対象に日本語学習を支援
- ・外国人学校調査の実施及び情報提供
- ・県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜の実施及び多言語による入学者選抜制度の案内
- ・中学夜間学級への支援や公立夜間中学の設置に向けた取組
- ・公私立高等学校・専修学校高等課程等における教育費負担の軽減

ワーク。

¹⁹ 家庭教育コーディネーター：小中学校教員経験者等が、不登校を中心とする家庭教育上の問題について相談を受けたり、家庭訪問したりするもの。

²⁰ 家庭教育支援員（ホームフレンド）：教育分野への就職を目指す大学生等が不登校児童（原則として小中学生）の家庭を訪問し、話し相手・遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るもの。

²¹ プレスクール：外国人の子どもが入学した小学校で戸惑うことなく、学校生活に早期に適応できることを目指し、小学校入学初期に必要な日本語や学校生活への適応を指導する事業。

²² 若者・外国人未来塾：高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援及び相談・助言を無料で実施する取組。日本語習得が十分ではないため、希望の進路実現が困難となっている外国人を対象とした日本語学習支援も行っている。

◇キャリア教育の促進

外国人県民の子どもたちが将来展望を持ってキャリア選択ができるよう、学校や地域と連携してキャリア教育を促進します。

<主な取組>

- ・ 定時制高校への就労アドバイザー²³の配置
- ・ 子ども・保護者及び支援者向けガイドブックによる日本の教育制度に対する理解促進や進学に関する情報提供の実施【再掲】
- ・ 多言語によるライフプランの設計に役立つガイドブックの普及【再掲】
- ・ 日本語学習支援基金を活用した外国人県民の子どもの日本語学習を行う日本語教室等への支援【再掲】

◇住環境の整備

外国人県民等の住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅の登録や物件情報の提供等、入居者に対する居住支援を行います。

また、県営住宅に関し、多言語で外国人の県営住宅入居者が必要な情報や履行すべき義務等の情報を提供するとともに相談体制を整備します。

<主な取組>

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録の推進、物件情報の提供
- ・ 県営住宅入居者に対して、しおりの配布やDVDの活用による日本での共同生活等に関する多言語での情報提供
- ・ 県営住宅入居者等に対して、「外国人サポートデスク」の設置による多言語での相談対応

◇保健・福祉・介護分野での支援

社会保険制度等、保健・福祉・介護に関する仕組みについて、多言語で情報提供を行い、内容を周知します。

また、外国人介護人材への学習支援や受け入れる介護事業者に対する支援を行います。

<主な取組>

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者からの相談に対応する相談支援員の配置及び個別支援計画の作成
- ・ 生活資金の貸付及び民生委員による相談支援
- ・ 「外国人高齢者に関する実態調査報告書」や介護保険リーフレットを活用した外国人県民の高齢化に関する課題の周知
- ・ 多言語による社会保険制度（年金・医療・介護）に関する情報発信の充実

²³ 就労アドバイザー：就労支援のキーパーソンとして、学校や企業をはじめとした関係機関の連携強化や就職先・インターンシップ先の開拓、学校や企業への助言等を行う。

- ・多言語によるライフプランの設計に役立つガイドブックの普及【再掲】
- ・生活情報等の多言語による分かりやすい情報の充実【再掲】
- ・介護通訳の対応についての検討
- ・外国人介護人材に対する日本語及び介護技術の学習支援
- ・外国人介護人材の受入介護施設等におけるコミュニケーション支援
- ・雇用型訓練の実施による外国人県民の介護職への就労促進

② 日本の生活への早期適応の支援【重点】

来日間もない外国人県民が、日本の生活にスムーズに適応できるよう、市町村や受入企業等の関係機関と連携して、生活オリエンテーションの実施を促進します。

また、日本のルールや社会制度等について、多言語による情報提供を行います。

<主な取組>

- ・Web等を活用した早期適応研修カリキュラムや教材の普及
- ・生活情報等の多言語による分かりやすい情報の充実【再掲】

③ 労働環境の整備【重点】

外国人県民の雇用が適正に行われるよう、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進する憲章」（2007年度策定）の普及促進を図ります。

また、外国人県民の就労支援や職業能力の向上に取り組むとともに、外国人県民の就労の場における権利の保護のため、日本の労働関連法令に関する情報の周知啓発を図ります。

企業に対しては、総合的な相談対応や採用から定着までをフォローする伴走型支援を実施することで、外国人県民の雇用拡大と受入環境の整備に取り組めます。

<主な取組>

- ・「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及セミナーの開催
- ・Web等を活用した早期適応研修カリキュラムや教材の普及【再掲】
- ・定住外国人向けの雇用促進と就労支援を行うための企業・外国人向けの相談窓口の運営及び伴走型支援の実施【再掲】
- ・「あいち外国人起業&経営支援センター」における起業から経営全般の課題に対するワンストップでの情報提供・相談対応【再掲】
- ・創業を目指す外国人県民に対する創業活動計画の確認や創業活動の進捗状況確認及び活動支援を実施
- ・高等技術専門校における定住外国人を対象とした職業訓練の実施
- ・あいち技の伝承士派遣による技能実習生等に対する技能指導
- ・労働関係法令の周知・啓発のための多言語版パンフレットの普及

- ・「あいち労働総合支援フロア²⁴」や「ヤング・ジョブ・あいち²⁵」での労働や就業に関する相談対応
- ・外国人の採用や外国人従業員の労働環境の整備を検討する企業向けの外国人雇用マニュアルの普及

3. 防災・防犯・交通安全対策の推進

方向性 災害発生時に、外国人県民に効果的に情報を伝達するとともに、多言語での支援を被災市町村等に対して円滑に行えるよう、「愛知県災害多言語支援センター」の運営体制を整備するとともに、外国人県民に対する平時からの防災情報の多言語での提供・周知に取り組みます。また、防犯や交通安全についても、多言語での情報提供・周知に取り組みます。

① 「愛知県災害多言語支援センター」の体制整備【重点】

大規模災害発生時に設置する「愛知県災害多言語支援センター」の運営体制等の見直しや運営訓練の実施、多言語による支援体制の整備、市町村やNPO等との連携体制の強化等により、外国人県民に対する災害時の円滑な支援体制を整備します。

<主な取組>

- ・「愛知県災害多言語支援センター」の運営体制・支援方法等の見直し
- ・市町村や国際交流協会等と連携した「愛知県災害多言語支援センター」運営訓練の実施
- ・Web・SNSによる災害時の多言語情報発信体制の整備
- ・被災市町村に対する迅速な翻訳・通訳支援体制の整備
- ・避難所等で有用な多言語ツールの整備
- ・市町村や市町国際交流協会における災害時の多言語対応の体制整備の促進
- ・ネットワーク会議を通じた市町村やNPO等との連携体制の強化

② 防災教育・防災訓練の強化【重点】

外国人県民の防災知識の醸成と災害への適切な備えにつなげるとともに、言語や国籍等のちがいに関わらず、災害時に支え合う「多文化防災」意識の向上を図るため、平常時から防災情報を多言語で分かりやすく提供します。

²⁴ あいち労働総合支援フロア：労働・就業に関するサービスの拠点として、愛知県産業労働センター（ウインクあいち）に設置。産業労働情報窓口、職業適性相談窓口、労働相談窓口及び就労支援窓口を設けて、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談に対応。

²⁵ ヤング・ジョブ・あいち：職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就職関連サービスをワンストップで提供する、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設。

また、災害時に避難所等で外国人被災者への多言語での適切な支援ができるよう、市町村職員等を対象とした訓練を実施するとともに、市町村が実施する防災訓練への外国人県民の参加を促進します。

<主な取組>

- ・ Web での多言語による防災情報の発信
- ・ ピクトグラム等を活用した多言語による防災ガイドブックの作成
- ・ 市町村職員等に対する避難所巡回訓練等の実施
- ・ 市町村と連携した防災訓練の外国人県民の参加促進

③ 防犯・交通安全教育の推進

外国人県民が犯罪に巻き込まれないよう、非行防止教室の実施や生活の安心・安心に関する情報を多言語で提供します。

また、交通ルール等を多言語で情報提供し、交通安全の啓発に取り組みます。

<主な取組>

- ・ 小中学校における薬物乱用防止や万引き防止等の非行防止教室の実施
- ・ 防犯や交通事故防止等の生活の安心・安全に関する多言語の動画やリーフレット等での情報提供
- ・ 有害サイト等へのアクセスを制御するフィルタリングの利用促進
- ・ 交通ルールの多言語での情報提供

4. 医療に関する多言語対応の促進

方向性 外国人県民が安心して医療サービスを受けることができるよう、必要な医療通訳の体制を確保する等の取組を進めます。また、感染症について、外国人県民が必要な情報を知ることができ、多言語で相談できる体制の充実に取り組みます。

① 「あいち医療通訳システム」の充実・普及促進【重点】

外国人県民が安心して医療機関や保健所等を利用できるよう、通訳者の派遣や電話通訳等を利用できる「あいち医療通訳システム」の普及や、医療通訳者の養成等に取り組みます。

<主な取組>

- ・ 「あいち医療通訳システム」の普及促進
- ・ 医療関係団体や大学等と連携した医療通訳者の養成やフォローアップ研修の開催
- ・ 県立病院や保健所における「あいち医療通訳システム」の活用

② 医療に関する多言語での情報提供

多言語対応が可能な病院や診療所の情報や医療に関する情報を、Web 等により多言語で提供します。

<主な取組>

- ・「あいち医療通訳システム」による多言語での診療が可能な病院等の情報提供
- ・「あいち救急医療ガイド（愛知県救急医療情報システム）」による多言語での診療が可能な病院等の情報提供
- ・Web での多言語による健康相談窓口の情報提供
- ・生活情報等の多言語による分かりやすい情報の充実【再掲】

③ 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症に関する情報を外国人県民に多言語で分かりやすく提供します。また、「あいち多文化共生センター」において、多言語で新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応します。

<主な取組>

- ・Web 等による感染症に関する情報の多言語での提供
- ・一元的相談窓口「あいち多文化共生センター」における多言語対応の充実【再掲】
- ・県立病院や保健所における「あいち医療通訳システム」の活用【再掲】

<Ⅲ 意識啓発と社会参画支援>

1. 県全体の意識づくり

方向性 外国人県民と日本人県民が、互いの生活習慣や文化のちがいを理解しあい、共生していく多文化共生の地域づくりについての啓発に取り組みます。

① 多文化共生の理解促進を図る機会の提供【重点】

多文化共生への理解促進を図るため、イベント等の開催や、毎年 11 月の多文化共生月間を中心とした多文化共生の基本理念の普及啓発等を行います。
また、グローバル社会を担う子どもたちの意識啓発に取り組みます。

<主な取組>

- ・多文化共生フォーラムあいちの開催
- ・多文化共生日本語スピーチコンテストの開催【再掲】
- ・多文化共生月間での関連事業の実施
- ・多文化共生推進功労者表彰の実施
- ・多文化共生に関する施策や外国人県民を取り巻く現状等を紹介する出前講座の開催
- ・各種イベント等のオンライン配信等の実施
- ・学校で活用できる子ども向け多文化共生理解教材の普及

- ・県立大学において、ポルトガル語の専攻外国語への追加等、多文化共生の推進に資する人材を育成
- ・あいち地域多文化コーディネーターの活躍促進

② 多様性を尊重する社会づくり

外国人に対する差別や偏見をなくし、人権尊重について理解を深めるため、愛知県人権尊重の社会づくり条例の趣旨に基づく啓発事業を実施します。

<主な取組>

- ・愛知県人権尊重の社会づくり条例の趣旨や基本的な考え方の周知・啓発事業の実施
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた啓発の推進やヘイトスピーチの概要の公表
- ・インターネット上の差別を助長する書き込み等のモニタリングや国の人権擁護機関への削除要請等の実施
- ・人権に関する相談窓口の設置や弁護士による法律相談の実施
- ・学校教育現場における国際理解教育の実施

2. 地域における交流の促進

方向性 外国人県民と日本人県民が交流したり、お互いの文化を学び合う機会を提供します。外国人県民が地域の担い手となれるよう、地域活動への参画を促進します。

① 地域における交流・相互理解の促進【重点】

市町村や国際交流協会等と連携して、地域で外国人県民と日本人県民が交流できる場の提供に取り組みます。

<主な取組>

- ・多文化子育てサロンの設置促進に向けた市町村担当者等への説明会の実施【再掲】
- ・タウンミーティングの開催
- ・文化芸術等の分野における多言語対応等、外国人県民も参加しやすいイベント等の実施
- ・Web ページの掲載等による市町村やNPO 等が実施する多文化共生に対する理解や日本人県民と外国人県民の相互理解を促進するためのイベント等の周知協力
- ・県内の外国公館による外国人県民向けの活動等への協力・連携
- ・あいち地域多文化コーディネーターの活躍促進【再掲】
- ・多文化共生に関するボランティアの募集や活用

② 外国人県民の地域への参画促進

多文化共生を推進する様々な担い手による連携・協働を推進します。

また、県の施策に外国人県民の意見を反映させることができる機会を提供するとともに、外国人県民の企画・運営等への参加を促進します。

＜主な取組＞

- ・タウンミーティングの開催【再掲】
- ・外国人コミュニティとの意見交換会等の開催
- ・職員や各種委員等への外国人県民の採用
- ・外国人県民実態調査の実施

＜IV 地域活性化の推進やグローバル化への対応＞

1. 外国人県民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

方向性 地域社会の維持・活性化に向けて、外国人県民との連携・協働を推進します。地域の外国人県民と日本人県民をつなげる活動等、多文化共生のまちづくりに継続的に取り組む人材の活躍を促進します。

① 外国人県民との連携・協働による地域活性化の推進

外国人県民の視点を活かした創業や地域での活動への支援等、地域の活性化につながる取組を促進します。

＜主な取組＞

- ・創業を目指す外国人県民に対する創業活動計画の確認や創業活動の進捗状況確認及び活動支援を実施【再掲】
- ・地域日本語教育の取組における外国人県民コーディネーターの配置促進【再掲】

② グローバル人材の活躍促進

地域で育った外国にルーツを持つ子どもを含め、複数の言語や文化を持つ外国人県民は、グローバル人材としての活躍が期待されます。ロールモデルとなる外国人県民の活躍事例を紹介するほか、地域に住む外国人県民と日本人県民をつなぐ架け橋となる地域多文化コーディネーターの活躍を促進します。

＜主な取組＞

- ・各イベントやWeb ページ等での外国人県民の活躍事例紹介
- ・あいち地域多文化コーディネーターの活躍促進【再掲】

③ 留学生の活躍促進【重点】

県内企業への就職を希望する留学生に対し、イベントによる企業との交流機会の創出や、企業向け研修会による雇用・育成支援等を通じて、留学生の就職と地域定着を促進します。

<主な取組>

- ・ インターンシップやジョブフェア等の留学生向けイベントの開催
- ・ 企業向け研修会による雇用・育成支援
- ・ 海外からの留学生の受入促進や卒業後の県内企業への就職の促進

V 推進体制

1 多文化共生推進主体の役割

(1) 県

本プランの施策を着実に推進します。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図ります。特に、広域の地方公共団体として、市町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進します。

また、外国人県民に対しての多言語による一元的相談窓口の運営、地域日本語教室等を実施する団体に対しての助成や人材育成等の支援を行う公益財団法人愛知県国際交流協会と連携・協力しながら、多文化共生の推進に取り組みます。

(2) 市町村

地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人県民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図ります。

2 庁内における推進体制

本プランを計画的かつ総合的に推進するため、関係局と横断的に情報交換を行う「あいち多文化共生推進連絡会議」や、分野別のプロジェクトチームにおいて協議する等、連携を図ります。

3 各主体との連携・協働

多文化共生施策を推進するため、市町村、公益財団法人愛知県国際交流協会、市町国際交流協会、NPO、外国人県民を雇用する企業等、幅広く外国人県民に関わる主体との連携・協働を図ります。

4 プランの進行管理と適切な見直し

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者の委員からなる「あいち多文化共生推進会議」において評価を受け、その結果を毎年度公表するとともに、プランの実施状況、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、プランの内容や数値目標について検証を行い、必要な見直しを行います。

5 実施状況の公表

県民に多文化共生の状況や多文化共生推進施策の実施状況等を明らかにするとともに、本県の取組をPRし、全国に広めていくため、「あいち多文化共生年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS等を使って積極的に情報提供することにより、取組を広く周知します。

【参考資料】

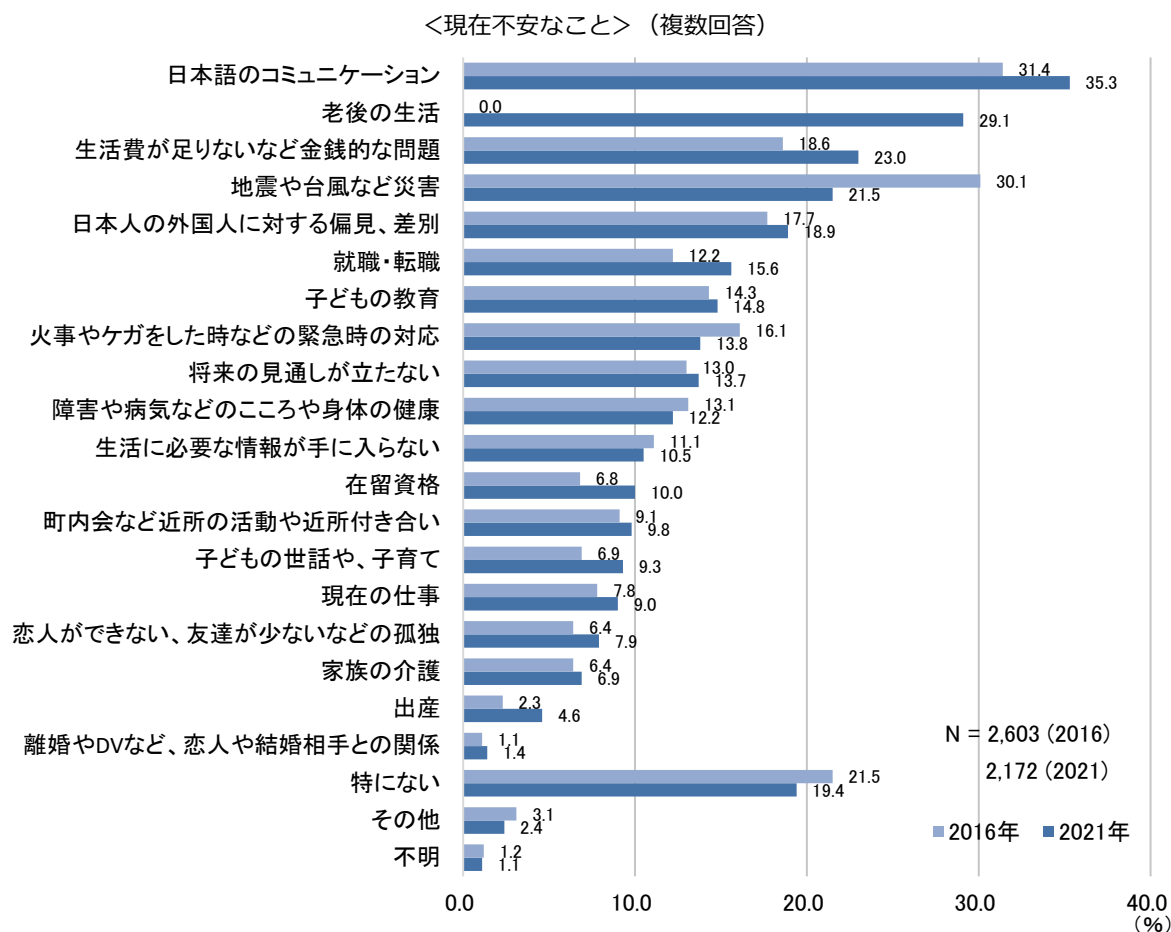
資料1 愛知県外国人県民アンケート調査（抜粋）

調査対象	外国人県民の多い上位16市*に居住する満18歳以上の外国人県民8,000人 ※法務省「在留外国人統計」2020年12月末現在による
調査方法	郵送調査及びWeb調査
調査期間	2021年11月5日～2021年11月29日
回答者数	2,172人（回収率28.5%）

※複数回答の場合は「(複数回答)」、回答数に上限がある場合は、「(複数回答(〇つまで))」と表示し、複数回答の比率の合計は100%を超える。

① 現在不安なこと

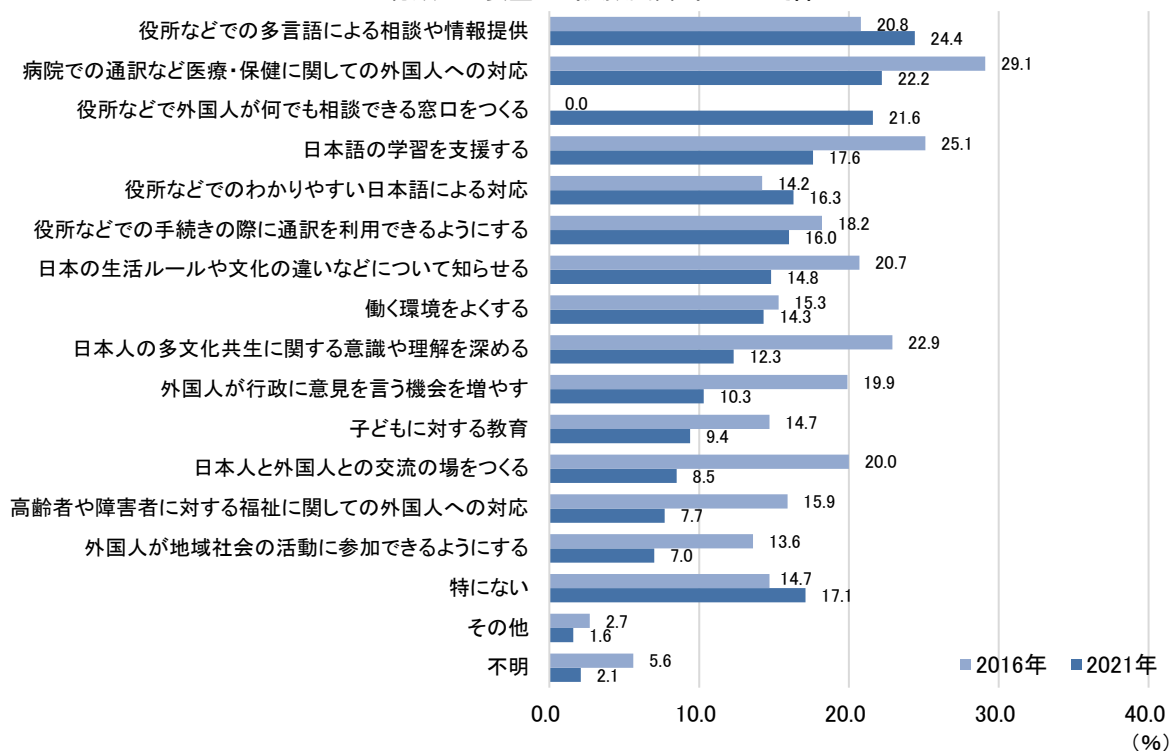
「日本語のコミュニケーション」が35.3%と最も高く、次いで「老後の生活」が29.1%、「生活費が足りないなど金銭的な問題」が23.0%となっています。



② 行政への要望

「役所などでの多言語による相談や情報提供」が24.4%と最も高く、次いで「病院での通訳など医療・保健に関する外国人への対応」が22.2%、「役所などで外国人が何でも相談できる窓口をつくる」が21.6%となっています。

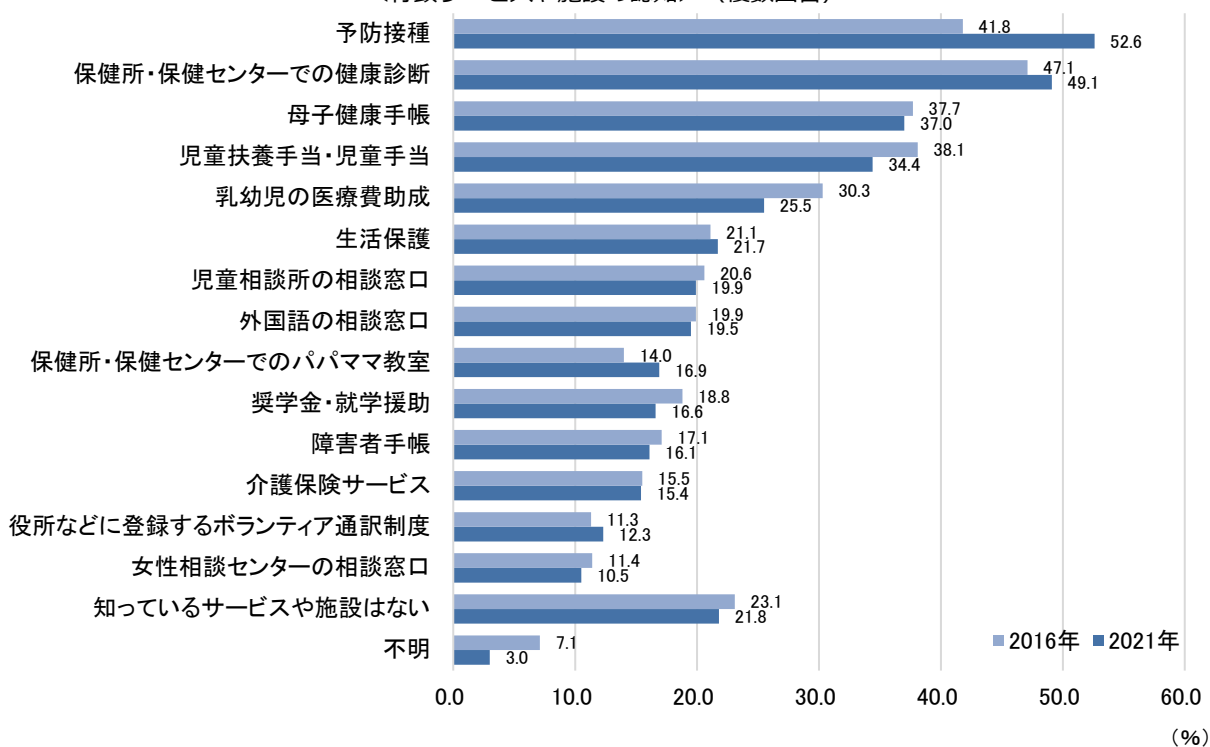
＜行政への要望＞（複数回答（3つまで））



③ 行政サービスや施設の認知

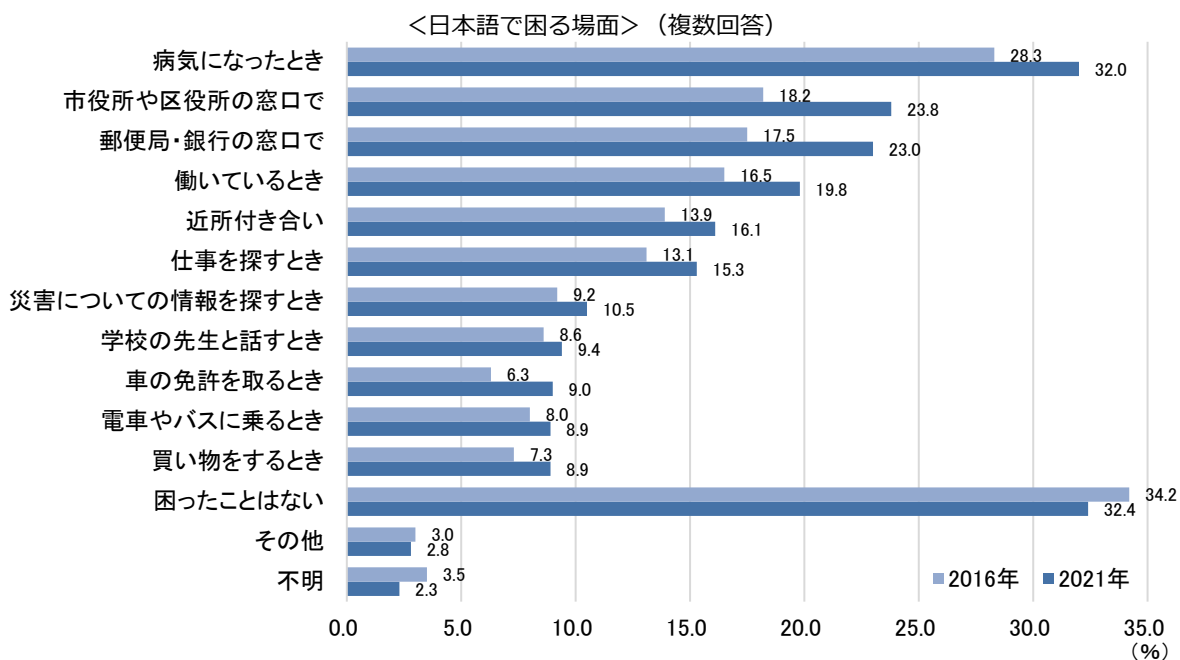
「予防接種」が52.6%と最も高く、次いで「保健所・保健センターでの健康診断」が49.1%、「母子健康手帳」が37.0%となっています。

＜行政サービスや施設の認知＞（複数回答）



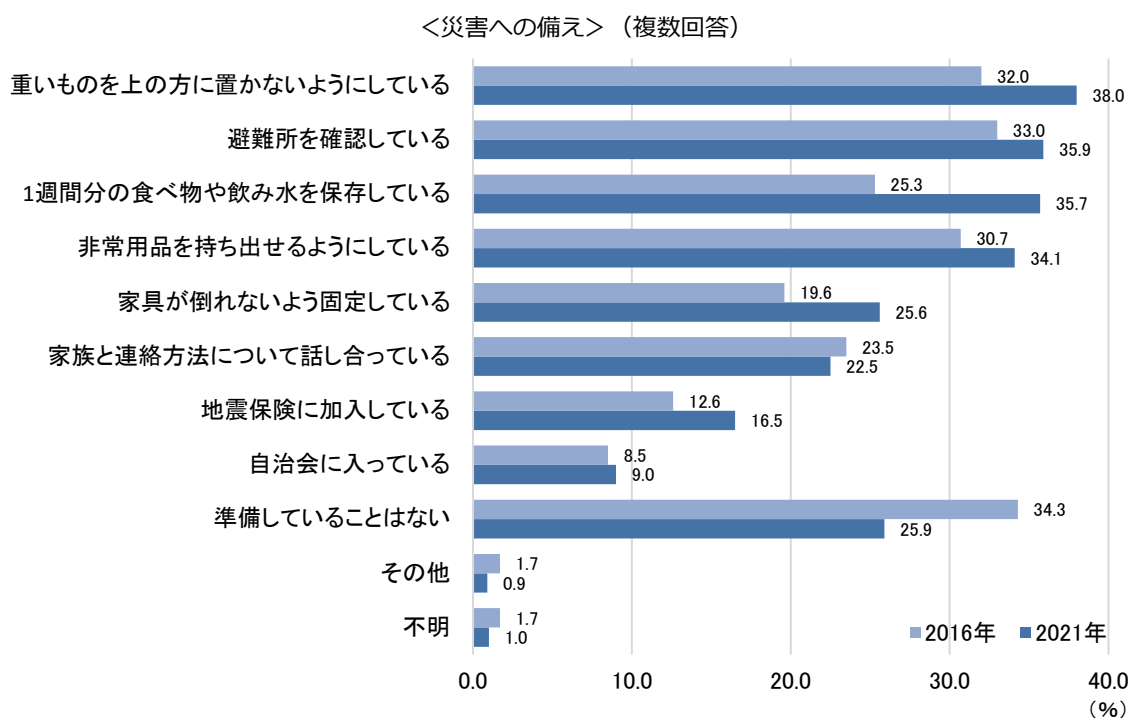
④ 日本語で困る場面

「病気になったとき」が32.0%、「市役所や区役所の窓口で」が23.8%、「郵便局・銀行の窓口で」が23.0%となっています。



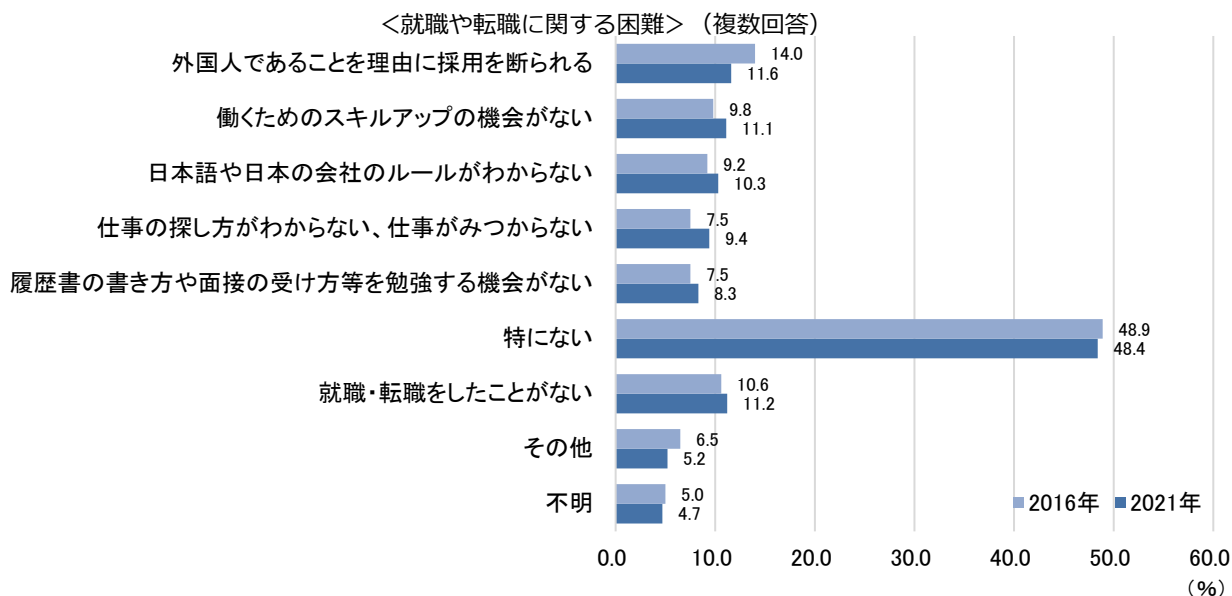
⑤ 災害への備え

「重いものを上の方に置かないようにしている」が38.0%と最も高く、次いで「避難所を確認している」が35.9%、「1週間分の食べ物や飲み水を保存している」が35.7%となっています。



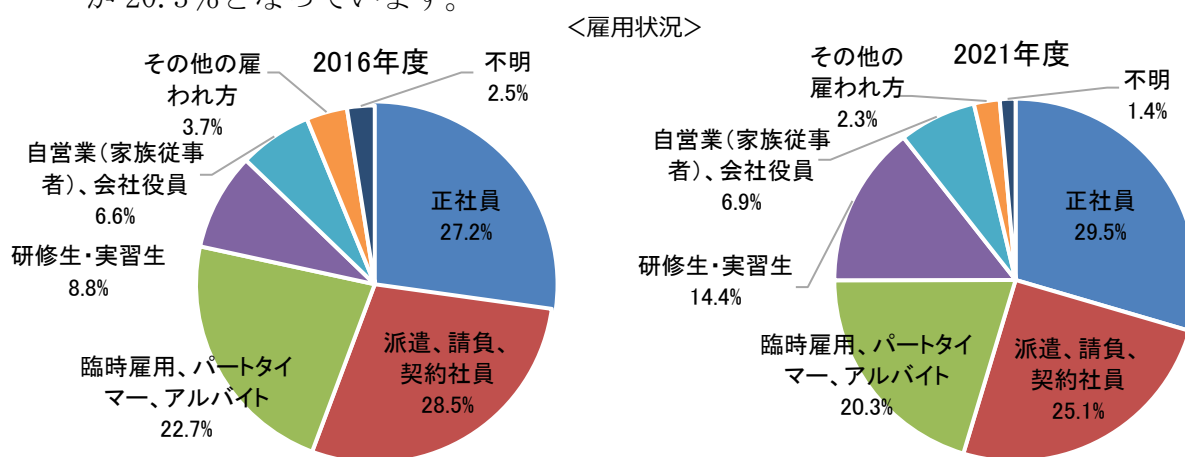
⑥ 就職や転職に関する困難

「特にない」が48.4%と最も高いですが、困難の経験がある方の中では、「外国人であることを理由に採用を断られる」が11.6%と最も高く、次いで「働くためのスキルアップの機会がない」が11.1%、「日本語や日本の会社のルールがわからない」が10.3%となっています。



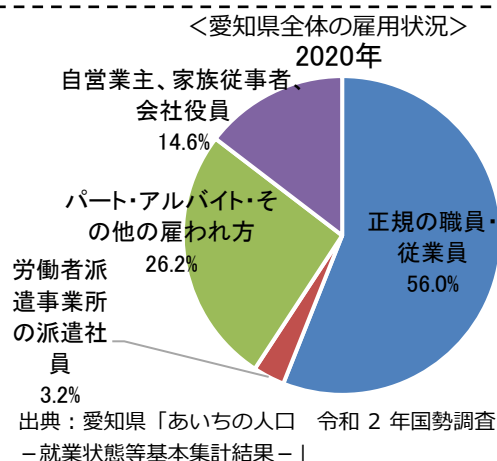
⑦ 雇用状況

現在働いている方の雇用状況については、「正社員」が29.5%と最も高く、次いで「派遣、請負、契約社員」が25.1%、「臨時雇用、パートタイマー、アルバイト」が20.3%となっています。



【参考】愛知県全体の雇用状況

日本人県民を含めた愛知県の雇用状況では、「正規の職員・従業員」が56.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他の雇われ方」が26.2%となっています。



資料2 県政世論調査（抜粋）

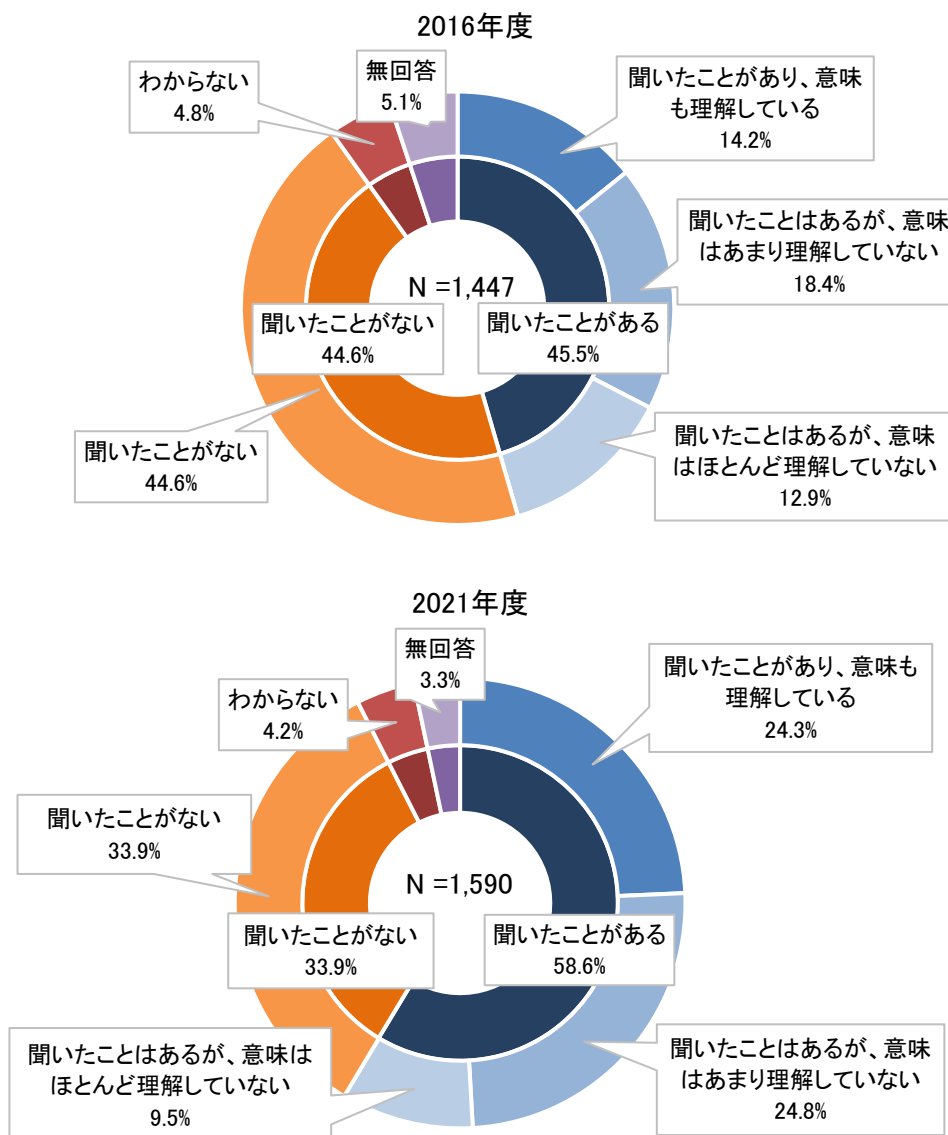
調査対象	県内居住の18歳以上の県民3,000人
調査方法	郵送法
調査期間	2021年11月1日～11月20日まで
回答者数	1,590人（回収率53.0%）

※複数回答の場合は「(複数回答)」と表示し、複数回答の比率の合計は100%を超える。

① 「多文化共生社会」の認知度

「聞いたことがある、意味も理解している」(24.3%)と「聞いたことはあるが、意味はあまり理解していない」(24.8%)と「聞いたことはあるが、意味はほとんど理解していない」(9.5%)を合わせた「聞いたことがある」と答えた人の割合が58.6%となっています。2016年度の結果と比較すると、「多文化共生社会」の認知度・理解度ともに上がっていますが、意味も理解しているのは全体の24.3%となっています。

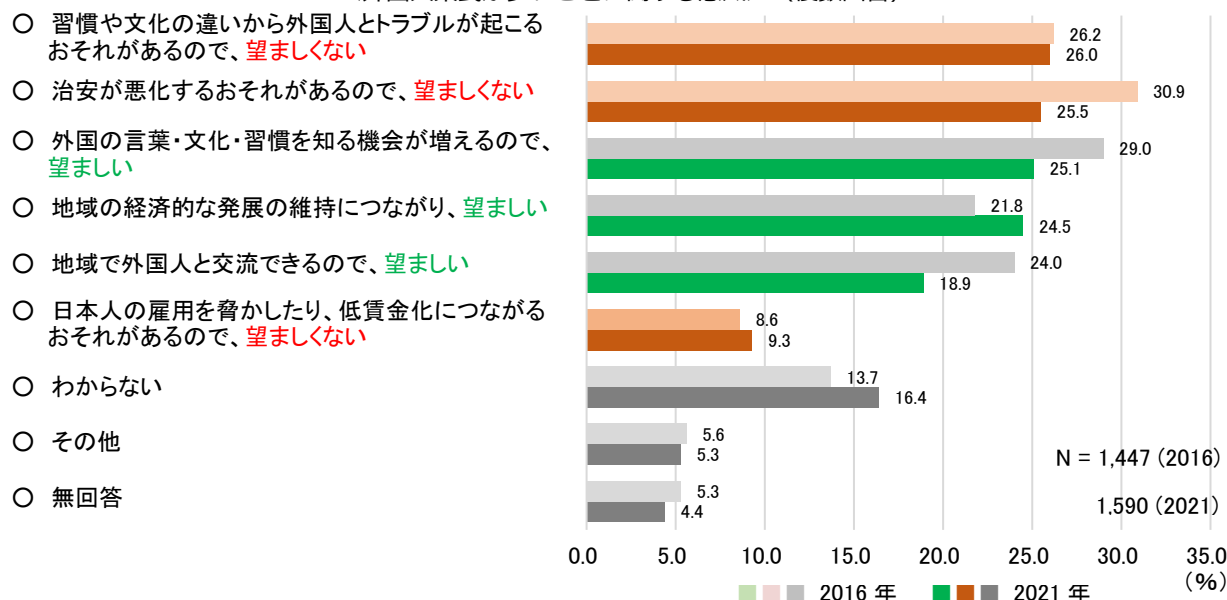
<「多文化共生社会」の認知度>



② 外国人県民が多いことに関する意識

「習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるおそれがあるので、望ましくない」が 26.0%と最も高く、次いで「治安が悪化するおそれがあるので、望ましくない」が 25.5%、「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので、望ましい」が 25.1%となっています。「望ましい」「望ましくない」という意識が同程度となっており、2016 年度の結果と比べても、大きな変化はありません。

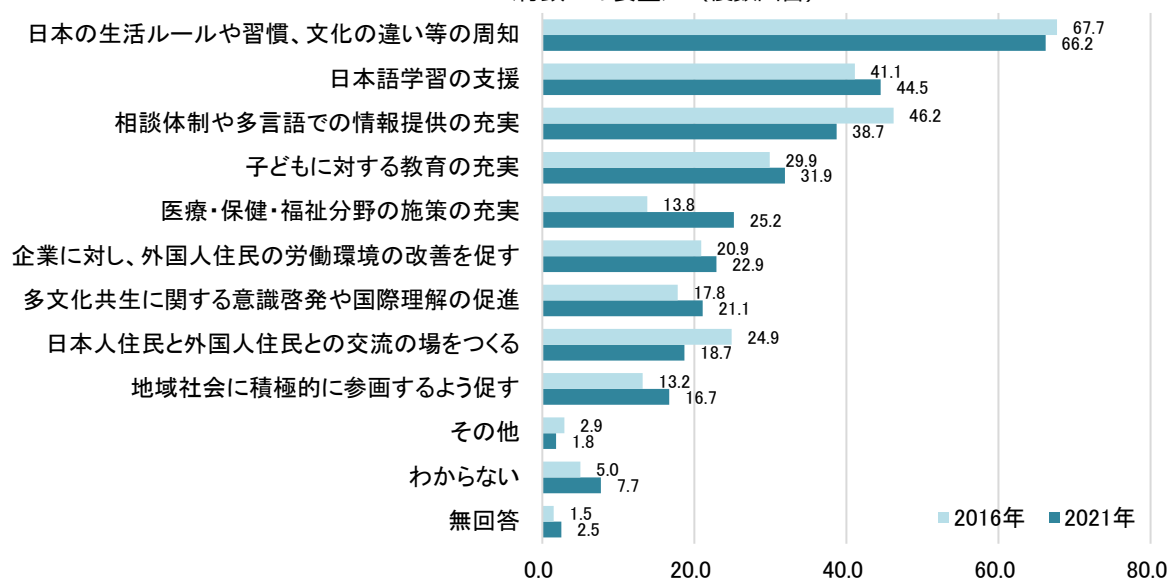
＜外国人県民が多いことに関する意識＞（複数回答）



③ 行政への要望

日本人住民と外国人住民とが共に暮らしやすい社会にしていくために県や市町村などが力を入れるべき取組について、「外国人住民に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」と答えた人の割合が 66.2%と最も高く、続いて「外国人住民に対し、日本語の学習を支援する」(44.5%)、「外国人住民に対する相談体制や多言語での情報提供を充実させる」(38.7%)の順となっています。

＜行政への要望＞（複数回答）



資料3 タウンミーティング実施結果

	開催日	テーマ	参加者数
第1回	2022年6月19日	外国人県民の高齢化を考える	8名
第2回	2022年6月25日	外国人県民が日本で働くということ	29名
第3回	2022年7月5日	多文化防災とまちづくり	13名

<主な意見> (直接的または間接的にプランの施策に取り入れたり、参考としたもの。)

第1回『外国人県民の高齢化を考える』

① コミュニケーションの問題

- ・既存の多言語の介護保険制度案内ツールの情報提供や啓発がより必要。
- ・外国人介護人材養成講座を定期的に開催してほしい。

② 制度の理解不足と文化等の違い

- ・介護通訳の養成や介護と通訳の両者に精通した地域の人材発掘をしてほしい。
- ・若い世代も含めた社会保険制度の周知が必要。

第2回『外国人県民が日本で働くということ』

① 働きやすい職場づくり

- ・やさしい日本語の活用を推進する必要がある。
- ・互いの文化を知り、尊重し、共に考えながら職務に取り組む意識の醸成が必要。

② 労働現場における日本語・文化への理解

- ・企業に対し、多文化理解教育に係るノウハウを共有してほしい。
- ・企業や住民が情報交換できる場を設けるとよい。

③ 職の安定

- ・外国人を雇用する企業等に対する相談体制の整備。
- ・やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用の推進。

④ 新たに来日した外国人材への生活オリエンテーション

- ・愛知県が作成した早期適応ガイドブックをより普及していくべき。
- ・病院で医療通訳が活用できるよう、更なる環境の整備を進めてほしい。

⑤ 企業や日本人への意識啓発

- ・子どもの頃から学べるよう、学校等で多文化共生理解教育を実施するべき。
- ・外国人県民とのつながりや理解のある人を橋渡し役として活用していく。

⑥ 地域参加や日本人との交流

- ・地域参加の重要性の周知や参加促進をしていく必要がある。
- ・地域での楽しい交流等、仕事以外の楽しみを見つけてもらうような取組の実施。

第3回『多文化防災とまちづくり』

① 防災知識の普及

- ・情報のピクトグラム化等、外国人県民にも分かりやすい形での情報提供。
- ・防災訓練等で避難所の再現を行う等、実際に体験できる機会があるといい。

② 災害時の情報伝達

- ・継続的に信頼性の高い情報を発信する仕組みが必要。
- ・多言語での発信ができる人や団体との連携の強化。

③ 外国人住民の地域参加

- ・参考となる事例の紹介や情報発信をしてほしい。
- ・日本人も外国人も参加できるような地域の拠点の創設が必要。

資料4 愛知県庁×名城高校 多文化共生セッション実施結果

開催日：2022年5月9日、23日、6月20日、7月11日の4回

対象：名城大学附属高等学校 国際クラス2年生の40名

4回にわたって講義やワークショップを開催し、グループに分かれて施策提案をしていただきました。いただいた提案は、直接的または間接的にプランの施策に取り入れたり、プラン策定の参考としました。

提案	プランへの反映
市役所や保健センターでの母子手帳発行時等において、外国人保護者向けに日本の義務教育に関する情報を提供できるといい。	P25 II-2-① ◇子ども・子育て家庭への支援
日本のビジネスに関する周知として、就活に役立つ講座の実施を実施してはどうか。	P28 II-2 ③労働環境の整備
多言語で防災情報が掲載されているWebページを作成し、地域の避難訓練情報等も発信していくといい。	P29 II-3 ②防災教育・防災訓練の強化
外国人県民向けの防災ガイドブックを作成し、災害時に実際に流れる日本語のアナウンスの音声が入るQRコードを掲載してはどうか。	P29 II-3 ②防災教育・防災訓練の強化
小中学校の授業で多文化共生理解教育を行い、道徳や総合の時間を活用した継続的な学習や、ゲーム等を取り入れた体験型の授業、食文化の違いを学べる食育講座等のテーマで実施してはどうか。	P31 III-1 ①多文化共生の理解促進を図る機会の提供
長期入院の外国人患者向けに、病院のコンビニ等で各国のスイーツを取り扱うことで食文化の違いによるストレス軽減を図る。	P31 III-1 ①多文化共生の理解促進を図る機会の提供

資料5 次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 愛知県における多文化共生社会づくりを推進するための「次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）」の策定にあたり、創意ある意見を求めるため、次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）策定のための検討に関すること
- (2) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

（座長等）

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会議は、愛知県県民文化局長が招集する。

- 2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

（公開）

第6条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

- 2 検討会議の傍聴方法については、別途定める。

（開催期間）

第7条 検討会議は、令和4年度において開催する。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和5年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

「次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
伊藤 クリスティーナ	Bri Asia 合同会社代表
大島 ヴィルジニア・ユミ	犬山市多文化共生推進員
小久保 雅司	豊橋市市民協創部多文化共生・国際課長
後藤 美樹	外国人ヘルプライン東海代表
◎ 近藤 敦	名城大学法学部教授
野口 幸夫	愛知県社会福祉協議会事務局長
松永 浩信	愛知県経営者協会総務・企画部長
○ 松宮 朝	愛知県立大学教育福祉学部教授
松本 一子	名古屋柳城女子大学こども学部准教授

◎：座長 ○：副座長

資料6 あいち多文化共生推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 多文化共生の課題は多岐にわたり、関係部局との横断的な連携をより緊密に行うため、あいち多文化共生推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「あいち多文化共生推進プラン2022」の施策の推進に関すること。
- (2) その他、多文化共生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課室等（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 連絡会議には議長を置き、多文化共生推進室長をもってこれに充てる。

(運営)

第4条 連絡会議は、議長が統括し、必要に応じ招集するものとする。

2 議長は、必要に応じ、関係職員の参加を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、必要があると認めたときは、連絡会議に有識者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行し、「あいち多文化共生推進プラン2022」の最終年度である平成34年度をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、「あいち多文化共生推進プラン2022」の最終年度である平成34年度をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、「あいち多文化共生推進プラン2022」の最終年度である令和4年度をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、「あいち多文化共生推進プラン2022」の最終年度である令和4年度をもって廃止する。

「あいち多文化共生推進連絡会議」構成員

局名	構成員
政策企画局	企画課
	国際課
総務局	総務課
人事局	人事課
防災安全局	防災危機管理課
	災害対策課
	県民安全課
県民文化局	県民生活課
	社会活動推進課
	多文化共生推進室
	学事振興課
	私学振興室
	人権推進課
	男女共同参画推進課
	文化芸術課
環境局	環境政策課
福祉局	福祉総務課
	地域福祉課
	高齢福祉課
	児童家庭課
	子育て支援課
保健医療局	医療計画課
	医務課
経済産業局	産業政策課
	中小企業金融課
労働局	労働福祉課
	就業促進課
	産業人材育成課
観光コンベンション局	観光振興課
農業水産局	農政課
農林基盤局	農林総務課
建設局	建設企画課
都市・交通局	都市総務課
建築局	住宅計画課
	県営住宅管理室
病院事業庁	管理課
愛知県教育委員会事務局	教育企画室
	財務施設課
	生涯学習課
	高等学校教育課
	義務教育課
特別支援教育課	
スポーツ局	スポーツ振興課
愛知県警察本部	教養課
(公財) 愛知県国際交流協会	総務企画課
	交流共生課

資料7 策定過程

年 月 日	内 容
2021 年度	<p>愛知県外国人県民アンケート調査</p> <p>▶外国人県民 8,000 人を対象にアンケート（回答者数 2,172 人） 調査期間 2021 年 11 月 5 日～11 月 29 日</p> <p>外国人県民の実態等に関する団体ヒアリング調査</p> <p>▶行政機関・教育機関・企業・宗教施設・NPO 等、日頃から外国人県民に接している団体を対象にヒアリング（結果公表 30 団体） 調査期間 2021 年 9 月～2022 年 2 月</p> <p>第 2 回県政世論調査</p> <p>▶県民 3,000 人を対象にアンケート（回答者数 1,590 人） 調査期間 2021 年 11 月 1 日～11 月 20 日</p>
2022 年 5 月 9 日	<p>愛知県庁×名城高校 多文化共生セッション（第 1 回）</p> <p>▶テーマ：ライフサイクルに応じた外国人支援と日本人の外国人に対する意識改革 愛知県の外国人の状況や多文化共生に関する意識調査結果を説明のあとワークショップ</p>
5 月 16 日	<p>あいち多文化共生推進連絡会議への意見照会</p> <p>▶県庁内の関係部局からなる会議。外国人県民に関する現状や課題を照会</p>
5 月 23 日	<p>愛知県庁×名城高校 多文化共生セッション（第 2 回）</p> <p>▶テーマ：活躍している外国人当事者の体験談を聞く 外国人当事者の体験談のあとワークショップ</p>
5 月 27 日	<p>次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第 1 回）</p> <p>▶多文化共生に関わる各テーマの有識者とプランの目標や施策の基本方向などについて検討</p>
6 月 19 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@豊橋</p> <p>▶テーマ「外国人県民の高齢化を考える」 外国人高齢者への支援に取り組む 2 団体の事例報告のあとワークショップ</p>
6 月 20 日	<p>愛知県庁×名城高校 多文化共生セッション（第 3 回）</p> <p>▶第 2 回までの議論を踏まえた学生たちによる施策案の中間報告</p>
6 月 25 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@名古屋</p> <p>▶テーマ「外国人県民が日本で働くということ」 外国人の就労と地域での生活を支える 2 団体の事例報告のあとワークショップ</p>
7 月 5 日	<p>あいち多文化共生タウンミーティング@岡崎</p> <p>▶テーマ「多文化防災とまちづくり」 多文化防災に取り組む 2 団体の事例報告のあとワークショップ</p>
7 月 11 日	<p>愛知県庁×名城高校 多文化共生セッション（第 4 回）</p> <p>▶学生たちによる施策案の発表会</p>
8 月 31 日	<p>次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第 2 回）</p> <p>▶多文化共生に関わる各テーマの有識者とプラン案について検討</p>
9 月 16 日～ 9 月 26 日	<p>市町村から意見聴取</p> <p>▶検討会議の意見を踏まえたプラン案について市町村から意見を聴取</p>
10 月 7 日	<p>次期あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（第 3 回）</p> <p>▶多文化共生に関わる各テーマの有識者とプラン案について検討</p>
10 月 19 日～ 11 月 17 日	<p>パブリックコメント</p> <p>▶検討会議の意見を踏まえた最終案についてパブリックコメントを実施</p>
12 月 19 日	<p>あいち多文化共生推進連絡会議</p> <p>▶県庁内の関係部局からなる会議。パブリックコメントを踏まえた最終案について報告</p>



2022年12月

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6138（ダイヤルイン） FAX：052-971-8736 E-mail：tabunka@pref.aichi.lg.jp

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/>



愛知県多文化共生
シンボルマーク



あいち多文化共生ネット